五條市ビジョン

【 第1.4版 】

令和２年３月

五　　條　　市

目次

……1

Ⅰ序章……1

第１章　計画策定の主旨……2
第２章　計画の構成と期間……3
第３章　社会動向……4
（1）人口減少と少子高齢化……4
（2）市民ニーズの高度化・多様化、生活環境の拡大……4
（3）安心・安全なまちづくりに対して強まる要請……4
（4）情報通信技術の進展……5
（5）持続可能な社会の形成……5
（6）地域共生社会の実現……5
（7）グローバル化の進展……6
第４章　五條市の概況……7
（1）人口……7
（2）産業……14
（3）市の特性……18
（4）財政……21
第５章　市民ニーズの総括……25
（1）アンケートの実施概要……25
（2）回答者の属性……25
（3）居住意向……26
（4）住みよさ・住みにくさ……27
（5）市の施策への満足度・期待度……28
（6）市民活動やまちづくりへの取り組み状況……29
（7）最近の話題に関する意向……30

Ⅱ基本構想……33

第６章　五條市ビジョン策定に際しての課題認識……34
（1）課題の柱……34
（2）課題認識……35
第７章　五條市の将来像……37
（1）まちづくりの将来像・基本理念……37
（2）将来人口見通し……39
第８章　行政経営方針……40
（1）行政経営の基本的考え方……40
（2）市の使命と市民に期待される役割……41
（3）行政の経営方針……43

Ⅲ国土強靭化地域計画 45
第 9 章 計画の基本目標 46
第 10 章 リスクシナリオの設定 46
（1） 想定される災害（リスク） 46
（2） リスクシナリオの設定 49
第 11 章 地域強靭化を推進するうえでの基本的な方針 51
（1） 地域強靭化の取り組み姿勢 51
（2） 適切な施策の組み合わせ 51
（3） 効率的な施策の推進 51
（4） 地域の特性に応じた施策の推進 51
第 12 章 施策ごとの推進方針 52
Ⅳビジョン事業 57
第 13 章 ビジョン事業 58
Ⅴ総合戦略 81
第 14 章 プロジェクトとビジョン事業の関係性 82
第 15 章 基本的な考え方 83
（1） 計画の位置づけ 83
（2） 計画の基本目標 83
第 16 章 プロジェクトと国の方針との関係性 84
第 17 章 基本目標における数値目標の設定 85
第 18 章 プロジェクトの概要 86
国土強靭化地域計画 別表 97
五條市国土強靭化地域計画 別表１ 99
五條市国土強靭化地域計画 別表２ 107
改定履歴 111

I 序章

第1章 計画策定の主旨

平成 20 年に第 5 次五條市総合計画を策定後、平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、平成 27 年に五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その実現に向けて施策を推進してきました。

また、近年の災害の頻発化・激甚化を背景に平成 25 年度に制定された「国土強靭化基本法」第 13 条では、市町村は国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靭化地域計画を策定することができるとされています。

今回策定する五條市ビジョンにおいては、これらの計画を一体的に策定することで、市がめざす方向性を明確化し、実行力のある計画とします。

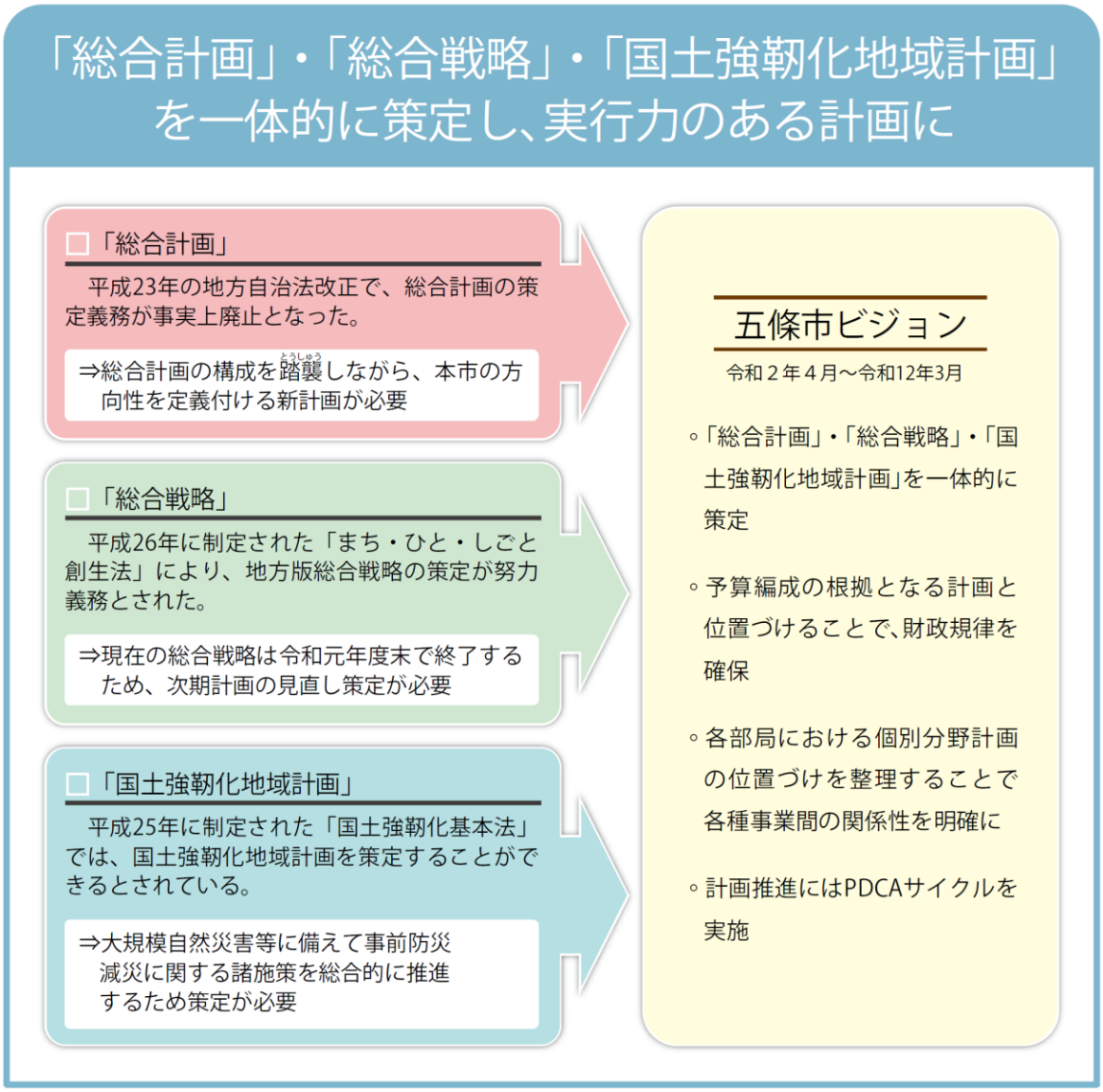

第2章 計画の構成と期間

五條市ビジョンは、本市のまちづくりの最上位計画として、まちの将来像や各行政分野の施策の方向性、地方創生に関する分野横断的な取組を示すものとします。

具体的には、五條市ビジョンは以下に示す３層構造で構成するものとします。

（１）中長期的な将来像や将来人口、基本理念を示す「基本構想」
（２）地方創生を推進する分野横断的プロジェクトを位置づける「総合戦略」及び国土強靭化に関する施策の指針となる「国土強靭化地域計画」
（３）基本構想、総合戦略、国土強靭化地域計画に基づき、各課が取り組む「ビジョン事業」

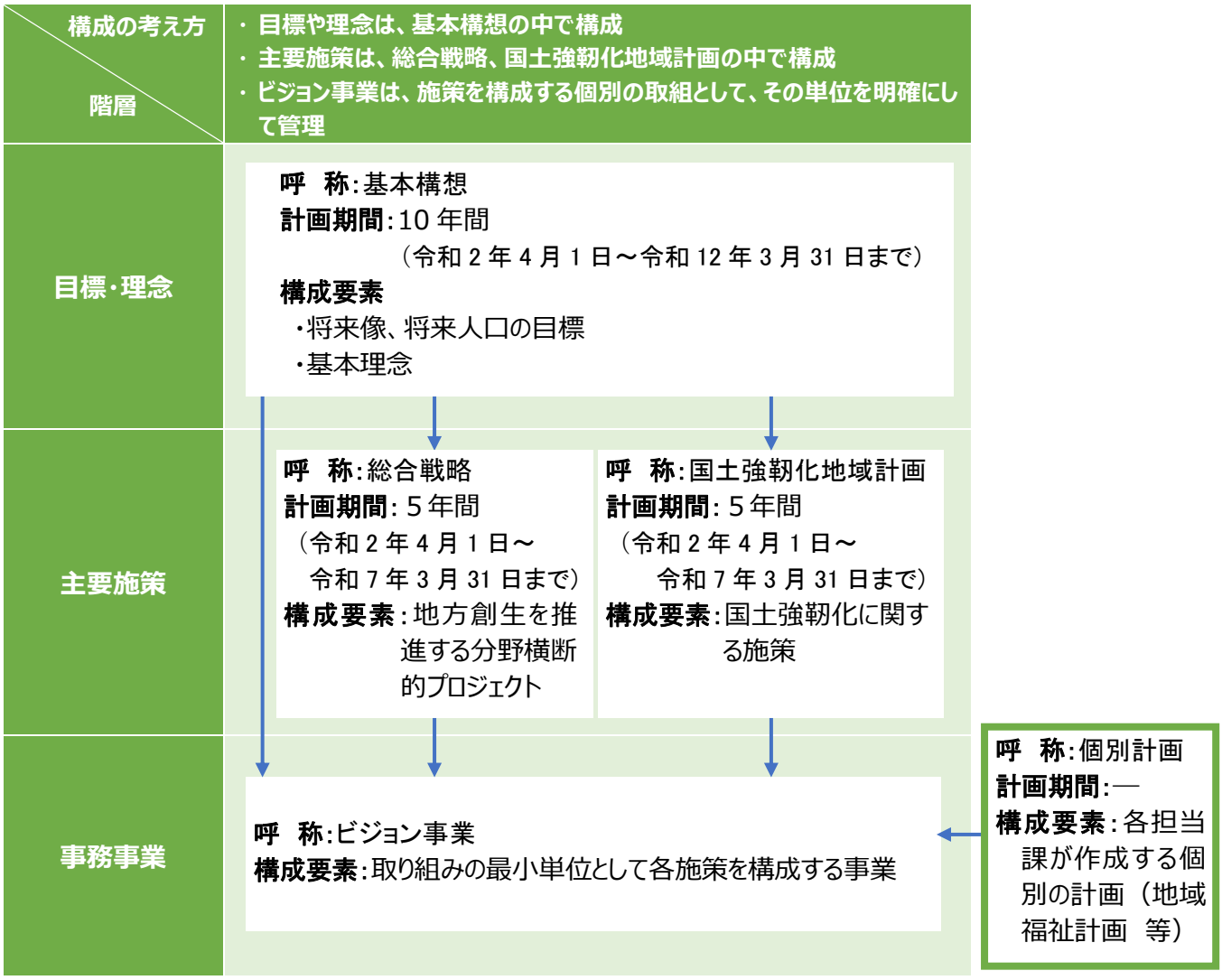

計画の推進体制等について

五條市ビジョンの推進にあたっては、産官学金労言からなる「五條市ビジョン推進懇話会」を設置し、毎年１回以上の事業評価を行うとともに、事業の追加・変更等、計画の推進管理を行います。

なお、事業評価の対象は、主に第１４章「総合戦略」に掲げるプロジェクト事業とし、これらの事業の評価を以て計画全体の進捗を図るものとします。

第3章 社会動向

（1） 人口減少と少子高齢化

国全体として出生率が低く子どもが少なくなる一方、平均寿命が伸び、高齢者がふえて超高齢化社会が始まっています。総人口は減少に転じており、人口の流出が進んでいる地域が多くあります。

本市では、県平均を上回るペースで高齢化が進むとともに、過疎化が進む地域が存在し、活力の低下や社会保障費の上昇が問題となってきています。

生活環境の適切な整備を進めるとともに地域の魅力を高めることで、定住人口の減少を可能な限り食い止めるとともに、関係人口を呼び込むことにより、地域全体の活力の向上を図るなど、人口が減少しても持続可能なまちづくりが必要となっています。

（2） 市民ニーズの高度化・多様化、生活環境の拡大

物の豊かさから精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する方向に人々の価値観が変化しています。また、高齢化に伴う自由時間の増加、核家族化、女性の社会進出、結婚観や就労形態の多様化、交通環境の整備や高度情報化の進展などによる生活圏域の拡大等、人々のライフスタイルは大きく変化し、多様化してきています。

これらの変化に伴い高度化・多様化している生活環境、福祉や教育等の様々な分野における市民ニーズへの対応が求められています。本市においても市民と行政の適切な協力関係のもとで、多様化する市民ニーズに対応した市民サービスを提供することが求められています。

（3） 安心・安全なまちづくりに対して強まる要請

全国各地で地震や局地的集中豪雨、台風等による大規模災害が多発し、平成 23 年には、本市においても紀伊半島大水害により甚大な被害に見舞われました。自然災害に対する備えの重要性が認識されるようになり、防災・減災体制の強化や地域での自主防災活動への取組、市民一人ひとりの防災意識の向上が求められています。

このような中、特に、災害時の一人暮らしの高齢者への対応等、高齢化の進展に伴った安心・安全の確保は急務となっています。

また、身近な地域での犯罪や交通事故、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が近年多発しています。

一方、生活を営む基盤であるとともに、災害発生時や防犯における地域の安心・安全の確保に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティは、人口減少や少子高齢化などのため、地縁的なつながりが希薄化し、衰退する傾向にあります。また、医師不足など救急医療体制の強化の要望も高くなっています。

（4） 情報通信技術の進展

情報通信技術（ICT）の進展により、情報、モノ、資本等のあらゆるものが結びつき、相互に影響を与える時代が始まっています。特に、スマートフォンに代表されるように、情報通信ツールが手軽に利用できることとなり、生活のあらゆる場面においてインターネットを媒体として様々なものがつながる（IoT）ライフスタイルの実現により、私たちの生活は大きく変わりつつあります。

これからは、インターネットを通じて蓄積されたビッグデータを、人間ではなく人工知能（AI）が解析し、その結果をもとに人工知能が人間に提案を行ったりロボット等を使って自動的に生産を進めるなど、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会（Society5.0）の実現が期待されています。

（5） 持続可能な社会の形成

経済的・技術的な発展に伴い、物質的に豊かで便利な暮らしを享受できるようになった一方、人間の活動が、温室効果ガスによる気候変動や、エネルギー資源の無計画な消費、生物多様性の破壊など、地球環境の悪化を引き起こしており、地球規模での対策が急務となっています。

平成 27 年 9 月には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択され、人間の活動が引き起こすこのような諸問題について、17 の開発目標と 169 のターゲットからなる令和 12 年までの国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、国際社会全体で解決に向けて取り組んでいるところです。

日本では、①国際社会の優先課題、②日本の経験・強み、③国内主要政策との連動を踏まえつつ、「SDGs と連動する『Society5.0』の推進」「SDGs を原動力とした地方創生、強靭かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」の分野において、国内での実施及び国際協力の両面において更なる取組を進めていくことが求められています。

（6） 地域共生社会の実現

日々の暮らしのなかで人と人とのつながりが希薄化しており、高齢化・人口減少が進行する中で、これまで地域や家庭、職場が果たしてきた助け合い・支え合いの機能の重要性が再認識されるとともに、複合的な支援を必要とする世帯が増加するなど、対象者や機能別に整備された公的支援では十分に対応できないなどの課題が生じています。

また、多くの地域で商店街の衰退や耕作放棄地の増加など、地域の衰退が大きな課題となっており、社会保障や産業など、分野を超えて社会を支えていくことが求められています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民や地域の多様な主体が、地域の課題について「我が事」として参画し、世代や分野を超えて、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を実現していくことが求められています。

（7） グローバル化の進展

格安航空会社（LCC）の世界的な増加を契機に、観光立国として、就航便数受入拡大、ビザの規制緩和などを戦略的に行ったことから、アジア圏を中心とした訪日外国人旅行者が急速に増加しており、その経済効果は三大都市圏だけにとどまらず、近年においては地方部における商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す「コト消費」に関心が高まっているなど、令和２年の訪日外国人旅行者数の目標 4000 万人に向けて堅調に推移しています。

また、人材不足の深刻化に伴い出入国管理法の改正が施行され、平成 31 年４月から、単純労働においても外国人労働者の雇用が可能となり、これまで以上に外国人労働者が増加することが見込まれていることから、言葉や文化、価値観に対する違いを踏まえた生活圏を中心とした受け入れ態勢の構築が急務となっています。

第4章 五條市の概況

（1） 人口

1) 人口の推移（総人口、年齢３区分別、人口構成比）

① 年齢３区分別人口の推移

- ◆ 総人口は昭和 45 年の約 4.2 万人から減少し、平成 2 年から平成 7 年にかけては増加しているものの、その後、減少のペースが速まっている。
- ◆ 将来推計値では、傾向線に沿って急激に減少を続けるとの推計結果が示されている。
- ◆ 65 歳以上の老年人口は増加を続けてきたが、平成 17 年ごろから横ばい傾向となり、令和 12 年前後には微減に転じることが見込まれている。
- ◆ 15～64 歳の生産年齢人口は、総人口と同様の傾向を示しており、平成 7 年まで横ばいで推移してきたが、その後大幅に減少し、今後も右肩下がりで減少が続くことが見込まれる。
- ◆ 15 歳未満の年少人口は、一貫して減少を続けており、今後も若干ペースを速めながら減少が続くことが見込まれている。
- ◆ 近年においては、全国や奈良県と比較しても人口の減少率が非常に高くなっている。

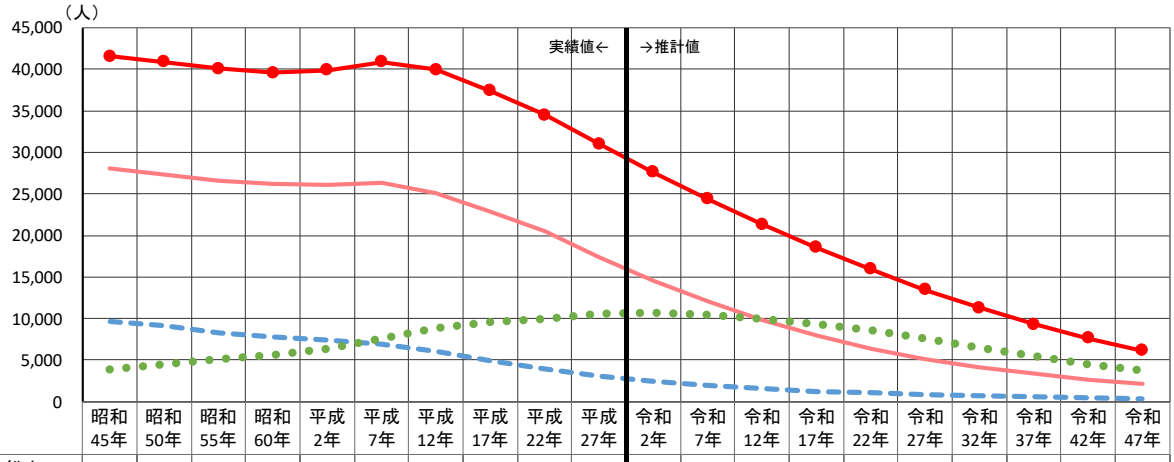

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
総人口	41,546	40,892	40,089	39,600	39,869	40,871	39,928	37,375	34,460	30,997	27,599	24,364	21,360	18,573	15,941	13,478	11,269	9,301	7,601	6,151
15歳未満	9,639	9,093	8,293	7,811	7,433	6,951	6,066	4,909	3,937	3,019	2,402	1,937	1,564	1,263	1,035	837	665	525	417	333
15～64歳	28,043	27,358	26,635	26,200	26,089	26,278	25,077	22,886	20,550	17,444	14,512	12,033	9,814	7,985	6,335	5,066	4,073	3,321	2,666	2,093
65歳以上	3,864	4,435	5,150	5,566	6,308	7,631	8,785	9,580	9,973	10,528	10,685	10,394	9,982	9,325	8,570	7,576	6,530	5,455	4,518	3,725

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※本資料の人口の出典である国勢調査は、住民登録とは関係なく現在市内に住んでいる人や世帯を対象に調査を行うため、住民登録の人口とは一致しない。

※平成 12 年以前のデータは、以降の合併に合わせて「五條市・西吉野村・大塔村」を合計したもの。

年齢３区分別人口数の推移

	平成 17 年−22 年 人口増減率	平成 22 年−27 年 人口増減率
日本	0.23%	−0.75%
奈良県	−1.45%	−2.60%
五條市	−7.80%	−10.05%

出典：総務省「国勢調査」

人口増減率

② 年齢 3 区分別人口の割合の推移

◆ 65 歳以上の老年人口は、増加のペースが速まっており、平成 27 年には人口全体の 3 分の 1 を超えている。将来推計値では令和 17 年には総人口の半数を超えるとの推計結果が示されている。

◆ 15 歳未満の年少人口は、総人口減少の影響で令和 12 年過ぎにはほぼ横ばいになると見込まれている。

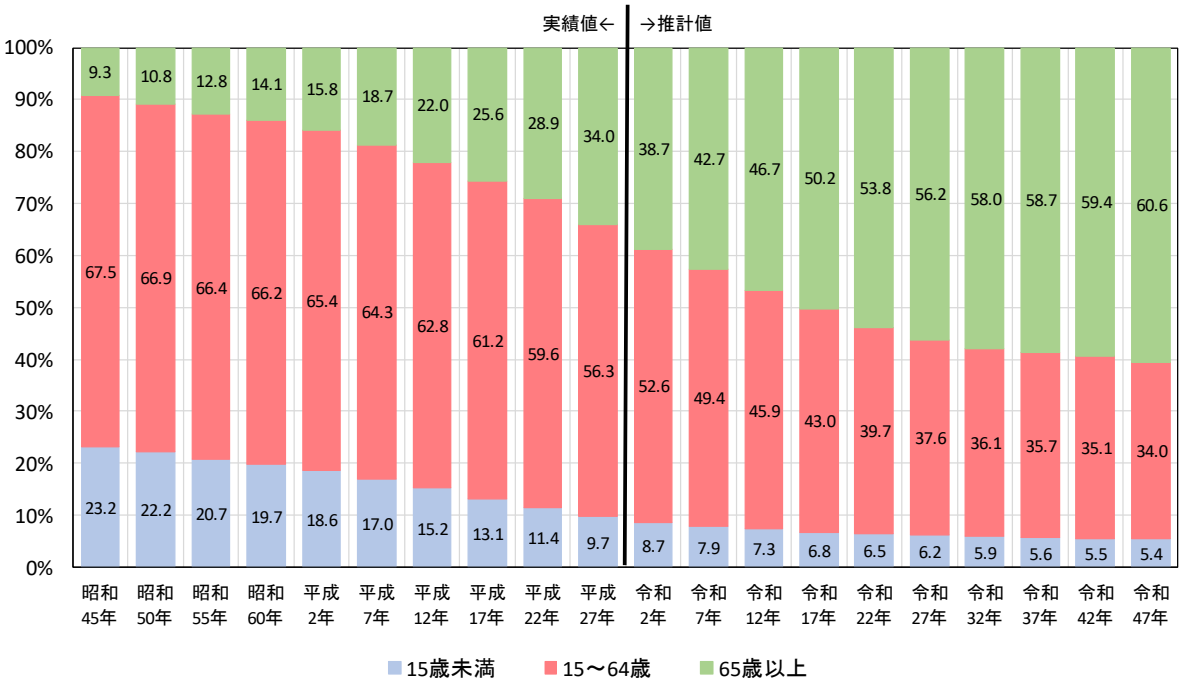

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

年齢 3 区分別人口構成の推移

③ 人口ピラミッド

- ◆ 昭和 60 年には 30 代の団塊世代と 10 代の団塊ジュニア世代の 2 つのピークがあり、それぞれの人数は同程度であるが、平成 27 年には 60 代の団塊世代がほぼ同数を維持し高齢化が本格化する一方、団塊ジュニア世代の 40 代はピークがみられなくなっている。
- ◆ いずれの年代においても、高齢者を中心に女性の比率が大きくなっている。

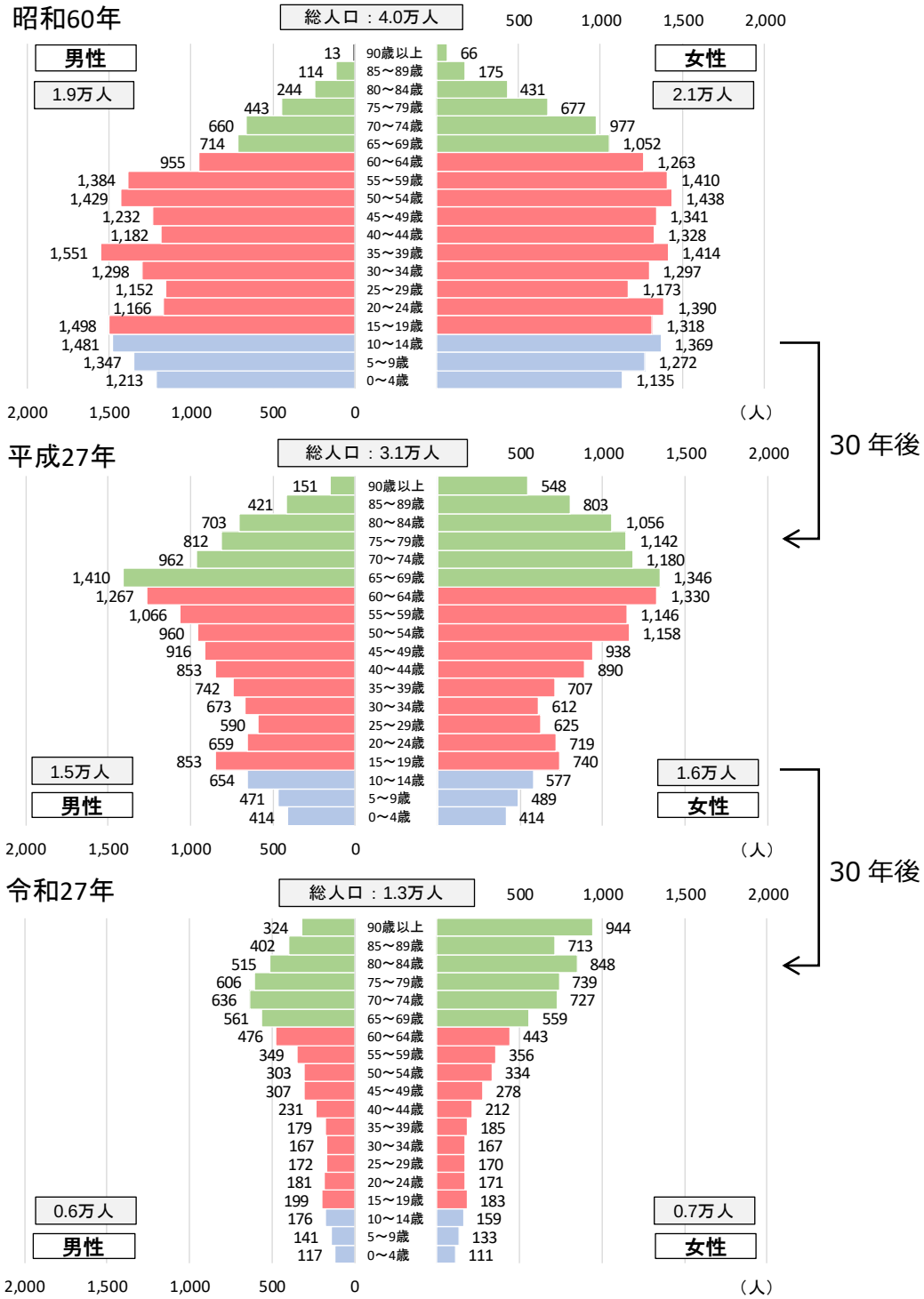

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※ 90 歳以上には「年齢不詳」人口も含まれています。

5 歳階級別人口ピラミッドの推移

2) 出生・死亡数、転入・転出数の推移

① 出生・死亡数、転入・転出数の推移

◆ 平成 9 年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」かつ、転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が続いている。

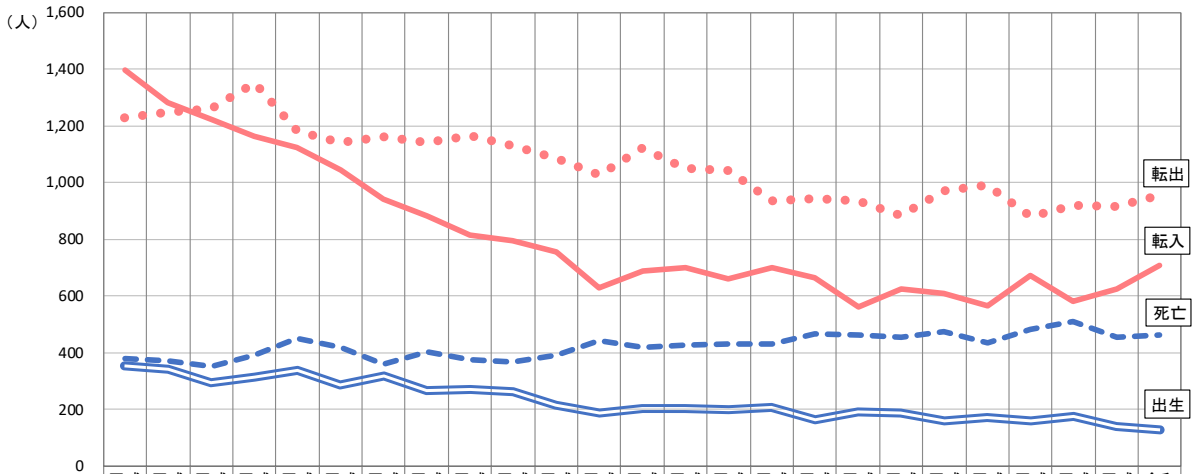

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
転出	1,228	1,250	1,262	1,353	1,183	1,140	1,161	1,143	1,165	1,130	1,086	1,028	1,121	1,052	1,043	935	942	935	885	973	993	882	921	917	954
転入	1,396	1,282	1,223	1,165	1,123	1,045	940	883	813	796	754	630	690	699	659	701	665	560	625	607	566	671	581	624	709
死亡	378	371	352	393	452	419	361	402	376	368	393	444	420	427	432	429	465	464	453	473	436	483	510	456	463
出生	352	340	295	312	336	285	318	267	269	262	215	187	203	203	201	208	162	190	189	158	173	158	176	140	127

出典： 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」
出生・死亡・転入・転出別人口の推移

② 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

◆ 平成 12 年～21 年にかけては社会減が自然減の 2 倍程度で、総人口の減少に及ぼす影響が大きかったが、近年は社会減が減少する一方、自然減は増加を続けており、両者はほぼ同等の水準となっている。

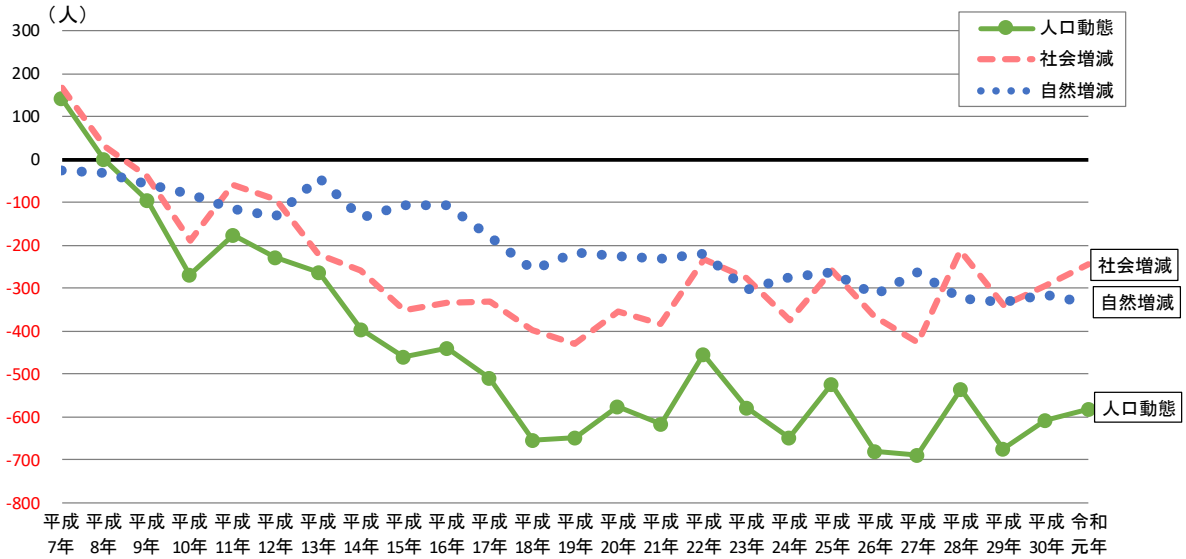

出典： 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」
自然増減、社会増減別人口動態の推移

③ 男女別・年齢階層別人口移動の状況

◆「20～24 歳→25～29 歳」から「35～39 歳→40～44 歳」にかけての 4 つの年齢階級は、男性、女性のいずれも大幅に減少している。

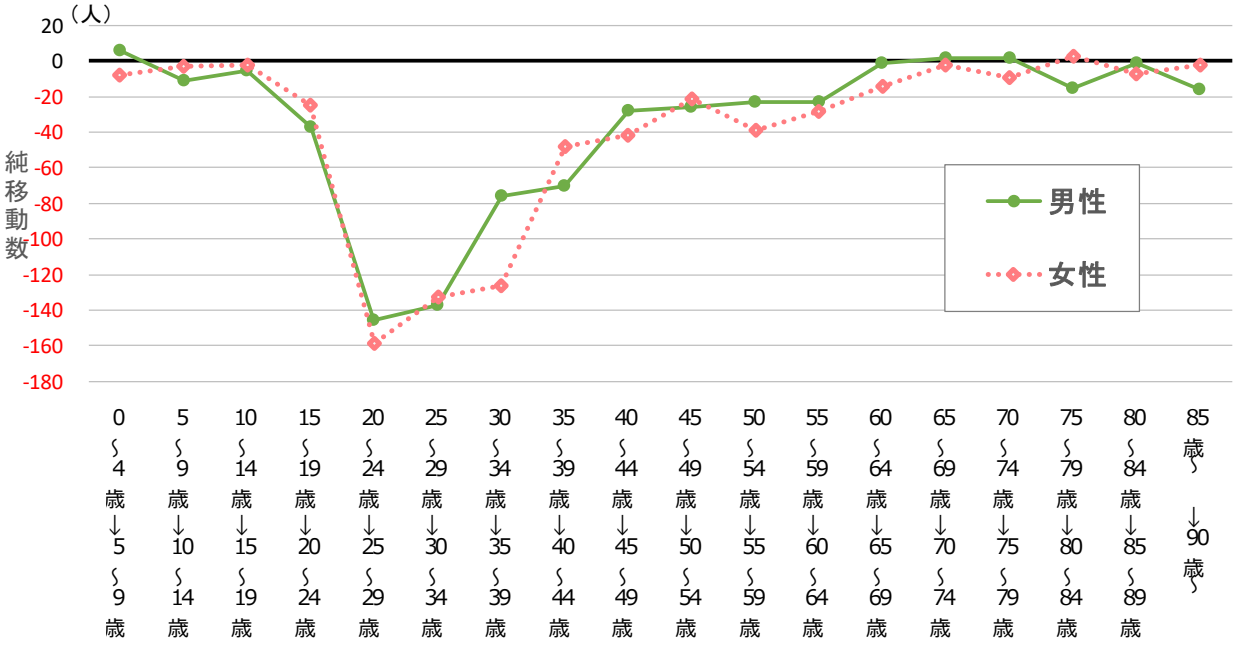

出典：総務省「国勢調査」（平成 22 年～27 年）

男女別・年齢階層別人口移動の状況

④ 地域別に見た転入・転出の状況

◆ 平成 25 年の転入数は、奈良県内が 45%、大阪府が 19%、東京圏が 3%であったが、平成 30 年には奈良県内が 37%に減少、大阪府が 24%、東京圏が 9%に増加している。

◆ 平成 25 年の転出数は、奈良県内が 50%、三重・滋賀・京都・兵庫が 6%であったが、平成 30 年には奈良県内が 45%に減少、三重・滋賀・京都・兵庫が 11%に増加している。

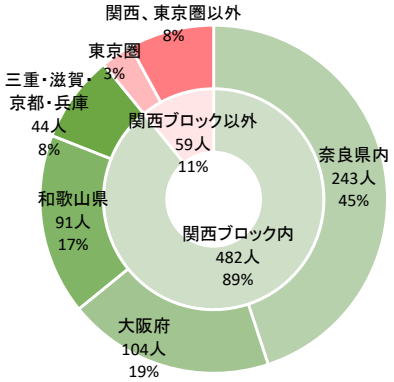

平成 25 年地域別転入数

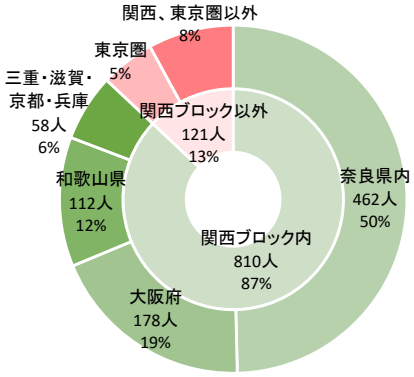

平成 25 年地域別転出数

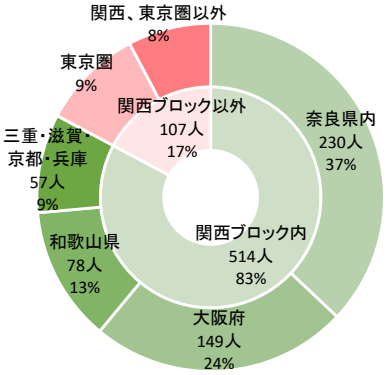

平成 30 年地域別転入数

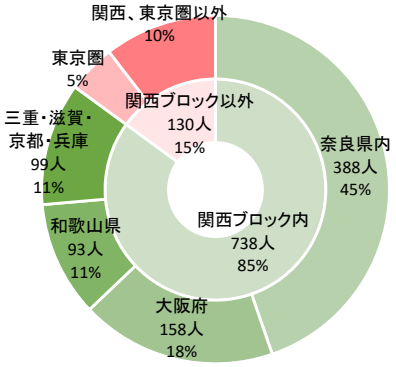

平成 30 年地域別転出数

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

⑤ 合計特殊出生率と出生数の推移

◆ 合計特殊出生率をみると、奈良県は全国平均を 0.1 ポイント程度下回っているが、五條市は平成 15 年以降奈良県を下回る水準で推移している。平成 17 年には 0.86 ポイントにまで下がったが、その後上昇傾向が続いている。

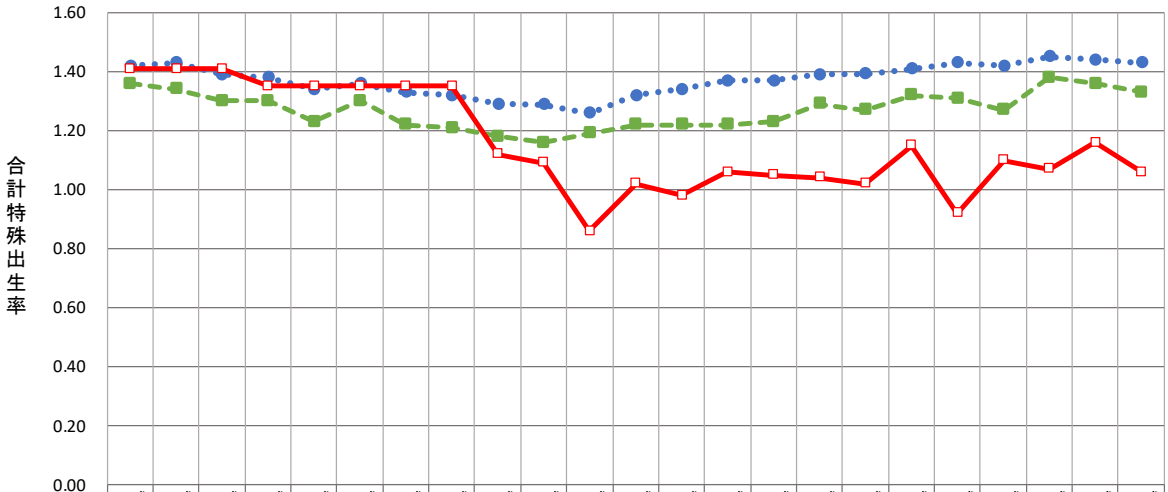

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
奈良県	1.36	1.34	1.30	1.30	1.23	1.30	1.22	1.21	1.18	1.16	1.19	1.22	1.22	1.22	1.23	1.29	1.27	1.32	1.31	1.27	1.38	1.36	1.33
五條市	1.41	1.41	1.41	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.12	1.09	0.86	1.02	0.98	1.06	1.05	1.04	1.02	1.15	0.92	1.10	1.07	1.16	1.06

出典：全国、奈良県…厚生労働省「人口動態統計」
五條市…五條市保健福祉センター

合計特殊出生率の推移

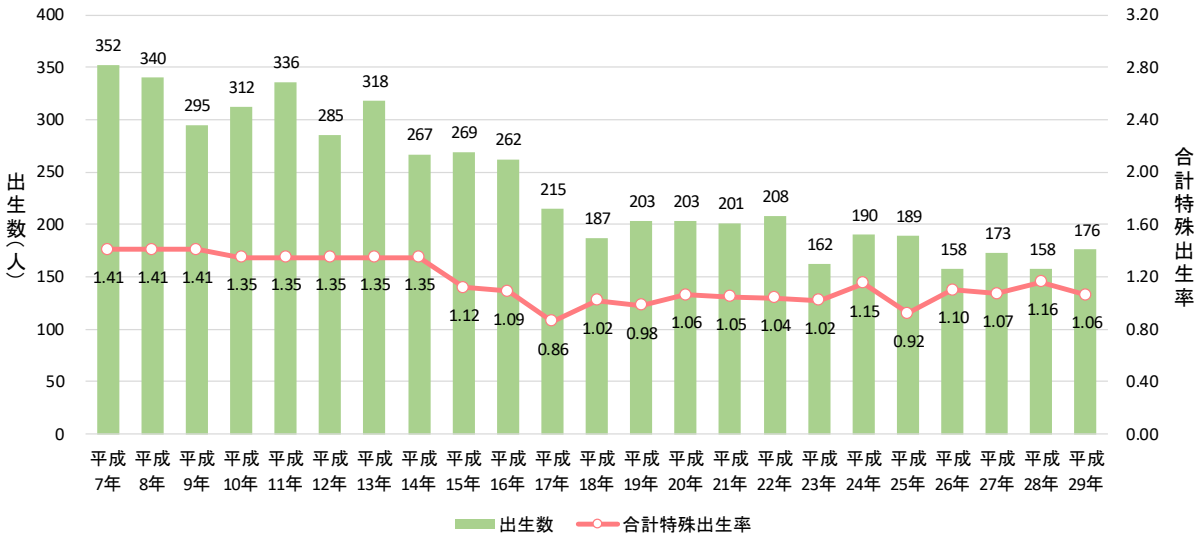

出典：合計特殊出生率…「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成 14 年まで）
「五條市保健福祉センター」（平成 15 年～29 年）
出生数…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

五條市における合計特殊出生率と出生数の推移

（2） 産業

1) 産業別就業者数の推移

① 市内の就業者数

◆ 就業者数は減少が続いていたが、平成 22 年以降はほぼ横ばいとなっている。

◆ 割合をみると第 3 次産業が微増、第 2 次産業が微減傾向にあったが、平成 22 年以降はほぼ横ばいとなっている。また、県全体と比較して特に第 1 次産業の割合が高く、第 3 次産業が低くなっている。

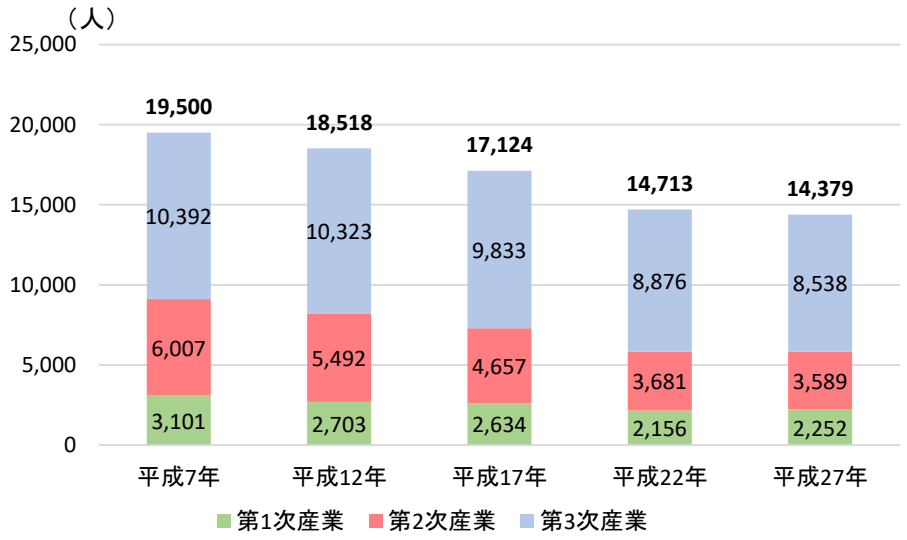

出典：総務省「国勢調査」

産業別就業者数の推移

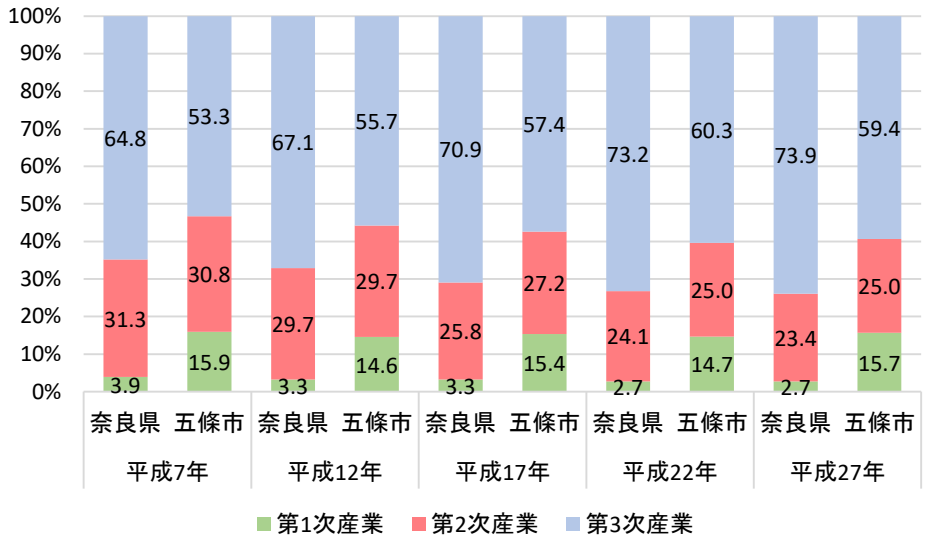

出典：総務省「国勢調査」

産業別就業者数の割合

◆ 就業者の多い産業として、男性は農業、建設業、製造業、卸売業・小売業があり、女性は農業、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が挙げられる。

◆ 特化係数については、男女とも農業が高いほか、男性の林業が高い。また、男女とも複合サービス事業（郵便局（郵便業除く）、協同組合）が高くなっている。

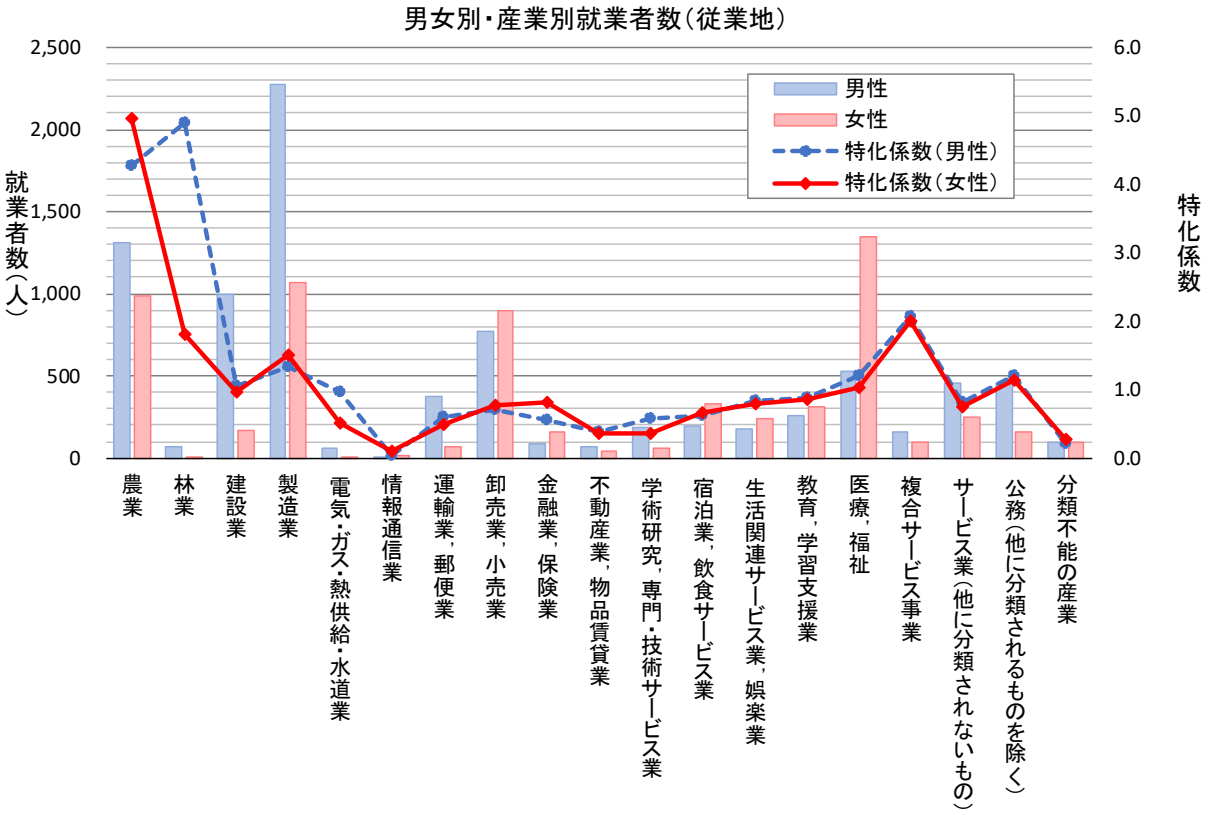

出典：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

男女別・産業別就業者数（従業地）

② 市内就業者の年齢構成

◆ 第 1 次産業については 60 代以上の就業者が約 64%を占め高齢化が進んでいる。
◆ 第 1 次産業については県全体と比べて 70 代以上の割合が少なくなっているが、第 2 次産業・第 3 次産業については 50 代以上の割合が多くなっている。

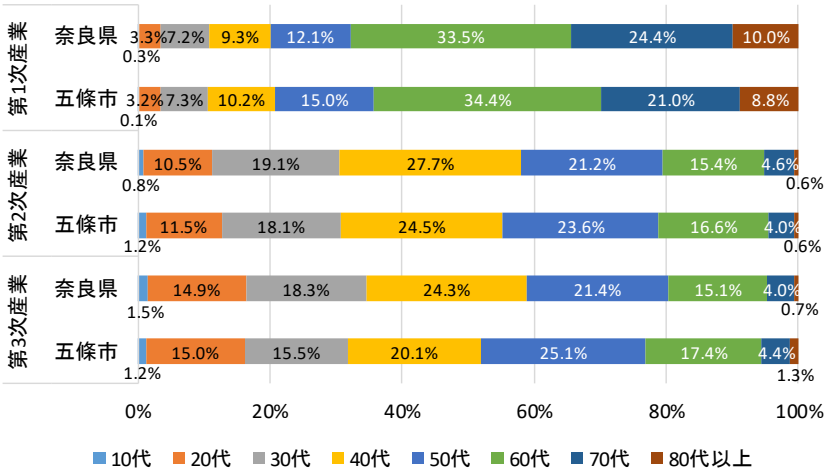

出典：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

年齢別就業者の割合

2) 各産業の状況

◆ 農家戸数の県全体に占める割合は 7.3%、年間産出額の県全体に占める割合は 23.8%と、それぞれ高くなっている。

	（※1）農家戸数（戸）	（※2）年間産出額（千万円）	（※1）林家戸数（戸）	（※3）製造業（事務所数）	（※3）製造品出荷額等（百万円）	（※4）卸売業小売業（事務所数）	（※5）年間商品販売額（百万円）
五條市	1,877 (7.3%)	1,017 (23.8%)	606 (7.5%)	77 (4.1%)	92,918 (4.4%)	324 (3.3%)	34,160 (1.7%)
奈良県	25,594 (100.0%)	4,267 (100.0%)	8,062 (100.0%)	1,881 (100.0%)	2,091,690 (100.0%)	9,692 (100.0%)	1,997,167 (100.0%)

（%）は県全体に占める割合を示す。

出典： ※1 農林水産省「農林業センサス」（平成 27 年）
※2 農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」（平成 29 年）
※3 経済産業省「工業統計調査」（平成 30 年）
※4 総務省「経済センサス-基礎データ」（平成 28 年）
※5 総務省「経済センサス-基礎データ」（平成 27 年）

産業の状況

3) 製造品出荷額、農業算出額等の推移

① 製造品出荷額の推移

◆ 平成 24 年から平成 25 年にかけてやや減少しているが、その後増加に転じている。

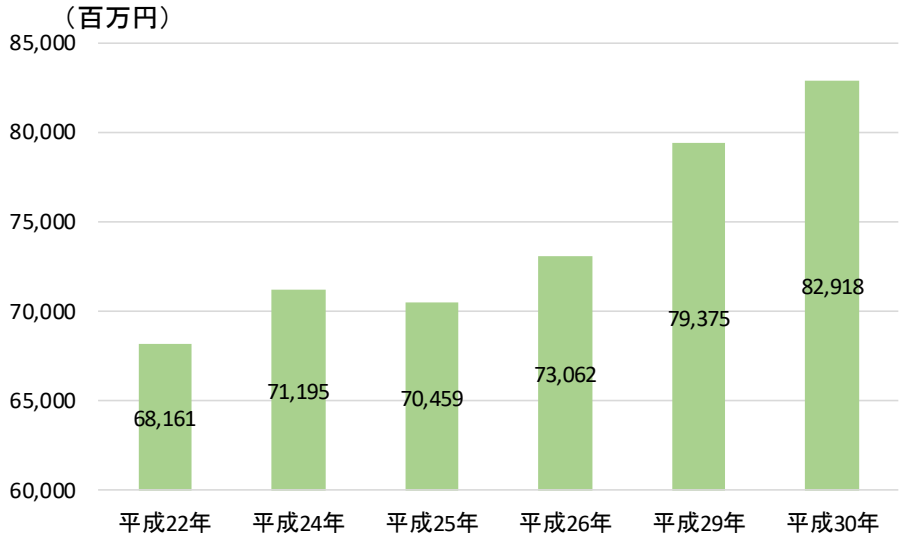

出典：経済産業省「工業統計調査」

製造品出荷額の推移

② 農業産出額等の推移

◆ 年による増減は見られるものの、100 億円前後で推移している。

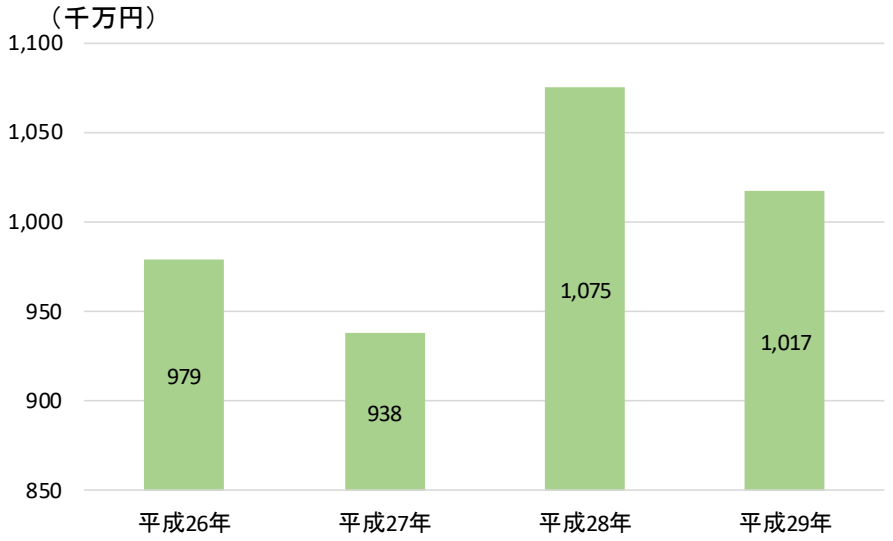

出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

農業産出額の推移

（3） 市の特性

1) 広域的位置・交通

五條市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と街道を通してつながりを有してきました。

広域的な幹線道路として、国道 24 号、168 号、310 号、370 号が通るほか、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用されました。

鉄道は、JR 和歌山線により大阪市、奈良市、和歌山市の各方面へと結ばれています。

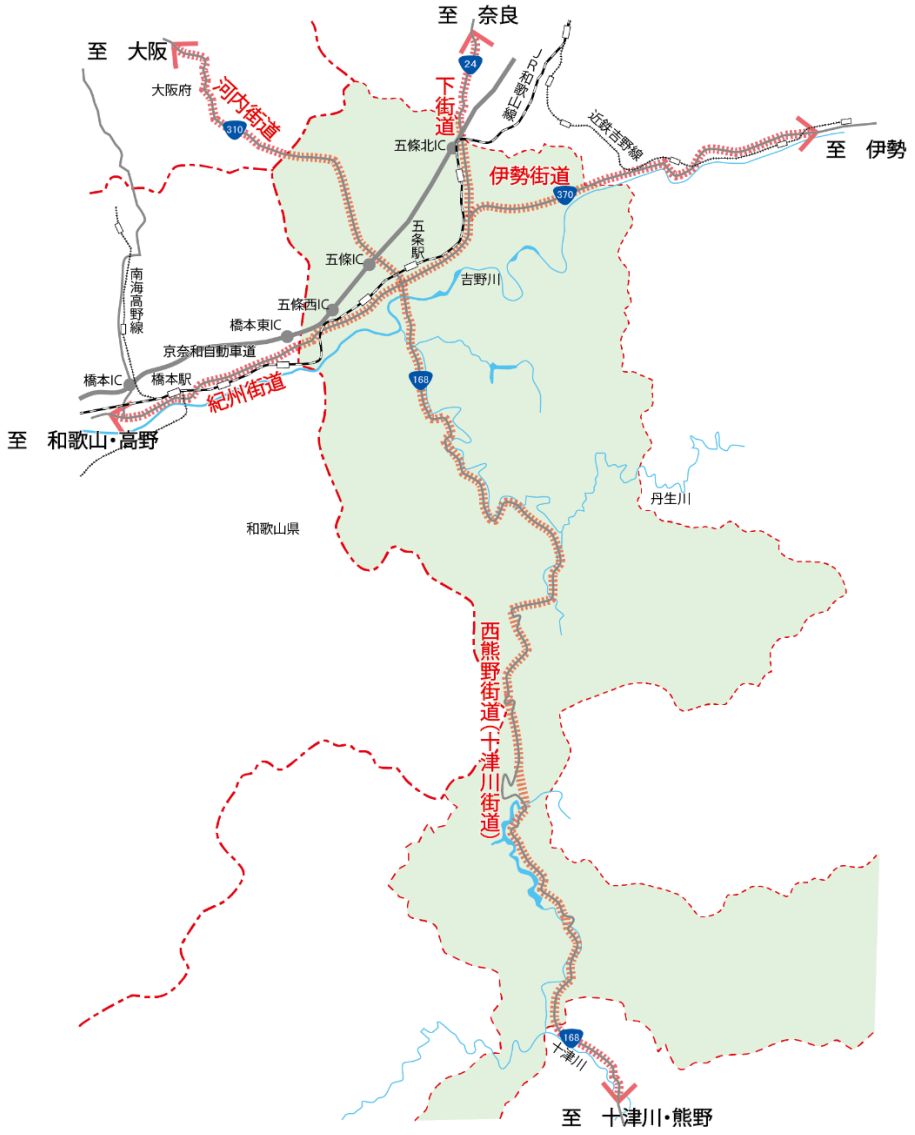

2) 自然

本市北部は金剛生駒紀泉国定公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されています。

四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、熊野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有しています。

3) 地形

本市北部は、金剛山の麓、丘陵に囲まれた田園地帯が広がり、南部は山あいの果樹栽培地から次第に森林に囲まれた山岳地帯へと続きます。

水系は天辻峠を境に北部は紀ノ川水系に、南部は新宮川水系に属する等広大な市域にあって、自然条件に多様性を有しています。

地質は、西南日本の中軸部には中央構造線と呼ばれる長大な断層線が日本列島の長軸方向に沿って走っており、奈良県内ではこの線が吉野川の北方をほぼ東西の方向で通過しているので、その外側（太平洋側）に相当する吉野郡地域は地質構造上西南日本外帯と称される部分に属しています。本市付近の地質を見てみると、段丘性堆積物が発達し、また吉野川に沿った低地部では沖積層が発達し、未固結の礫・砂・泥からなっています。

4) 気候

本市北部は比較的温暖であるのに対して、南部は標高が高いため、夏季でも冷涼な気候となっています。降水量は夏季に多く、９月の台風と６、７月の梅雨期に特に多くなっています。南部地域では冬季は寒冷で、山地では降雪となる場合が多く、東南の山地に進むに従って降雪量が一般に多くなっています。

5) 歴史・資源

① 古代、南北朝時代からの史跡など数多くの貴重な歴史的資源

奈良時代に建立された国宝八角堂のある榮山寺をはじめとした神社仏閣等、南朝ゆかりの賀名生皇居跡、北畠親房公の墳墓、大塔宮遺跡などの史跡、古墳等の貴重な歴史資源が数多く分布しています。

江戸時代には、市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、このころから南部地域の政治的中心地としての役割を果たしてきました。

本市は、明治維新のさきがけとなった天誅組義挙の地であり、明治維新発祥の地としての歴史を有しています。

旧紀州街道筋の五條新町には江戸時代からの古い町並みが残り、往時の面影を今に伝えています。平成 22 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存の取組を推進しています。

② 伝統行事

国の重要無形民俗文化財である陀々堂(だだどう)の鬼はしりや阪本踊り、篠原おどり、惣谷(そうたに)狂言、岳(だけ)祭りなど、生活に根付いた伝統行事があります。

③ 世界遺産「大峯奥駈道」

吉野と熊野を結ぶ「大峯奥駈道」を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成 16 年に世界遺産として登録されました。

④ 幻の五新鉄道

明治末期、五條市から十津川村をつたい新宮市までを結ぶ「五新鉄道」の建設熱が高まりました。昭和 12 年から着工され、吉野川横断の橋脚、生子(おぶす)トンネルの貫通まで至りましたが、太平洋戦争が始まり資材不足等の理由で、工事は中断されました。戦後、工事が再開され、昭和 34 年に五條－城戸間の路盤工事が完成し、軌道敷設等の工事を残すのみとなりましたが、経済社会情勢等の変化によって、五新鉄道の夢は叶うことなく中断されました。

現在は、五新鉄道の新たな活用に向けて検討が進められており、平成 29 年には、西吉野町で「未成線」をテーマとした全国初のサミットが開催され、全国各地から 6 つの未成線団体が集まりました。

（4） 財政

1) 歳入の状況

◆ 普通会計ベースにおける歳入総額は、平成 30 年度決算で約 209 億円であり、主要科目別の歳入は地方税が約 35 億円（16.7%）、地方交付税が約 71 億円（34.0%）、国･県支出金が約 37 億円（17.7%）、地方債が約 27 億円（12.9%）となっている。

◆ 近年の地方税の額は年間約 35 億円で推移している。

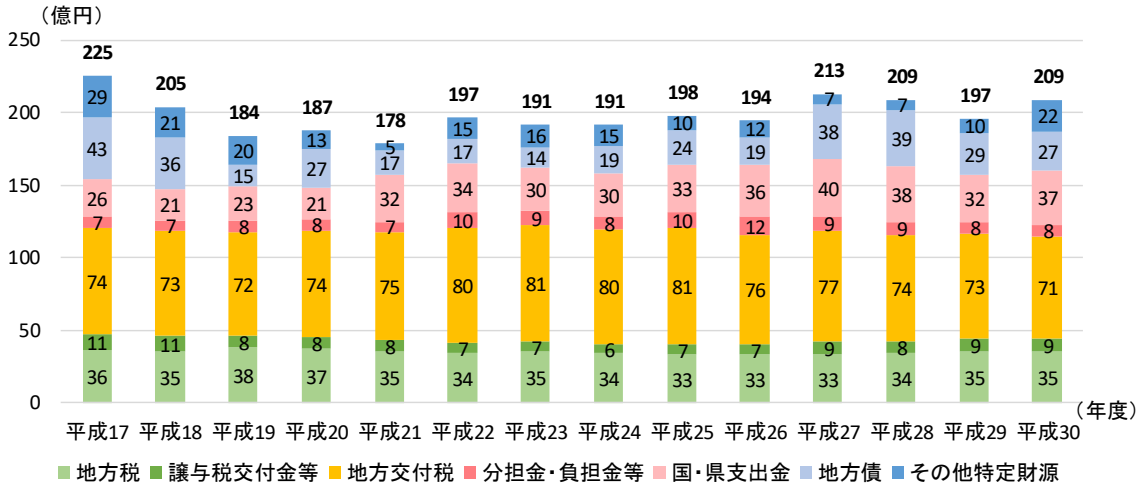

出典：総務省「市町村別決算状況調」、五條市決算報告（平成 30 年度）
歳入の推移（普通会計ベース）

2) 歳出の状況

◆ 普通会計ベースにおける歳出総額は、平成 30 年度決算で約 205 億円であり、性質別の歳出は義務的経費（人件費･扶助費･公債費）が約 86 億円（42.0%）、扶助費のみで約 27 億円（13.2%）となっている。

◆ 投資的経費のうち普通建設事業費（公共施設等の整備に充てる経費）が約 27 億円（13.2%）となっている。

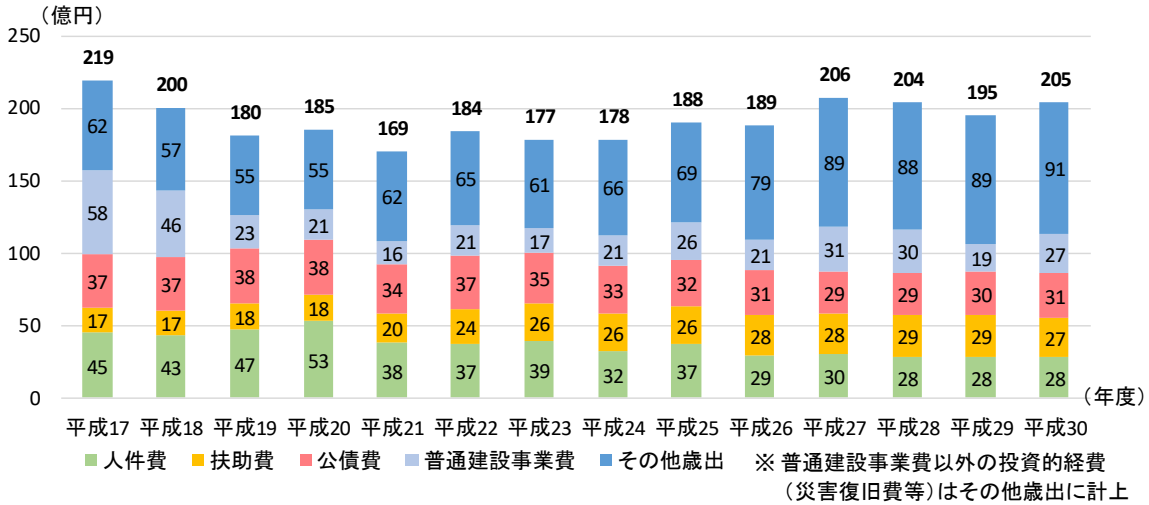

出典：総務省「市町村別決算状況調」、五條市決算報告（平成 30 年度）
歳出の推移（普通会計ベース）

3) 扶助費及び投資的経費の推移

◆ 人口の高齢化の進行などによって社会保障関係の経費（扶助費）が増えていく傾向がみられる。平成 30 年度決算では約 27.3 億円となっており、平成 17 年と比べて約 10.1 億円増加している。

◆ 普通建設事業費については、合併後の平成 17 年～18 年度に大きな支出があったが、平成 19 年度以降は約 15～30 億円の間で推移している。

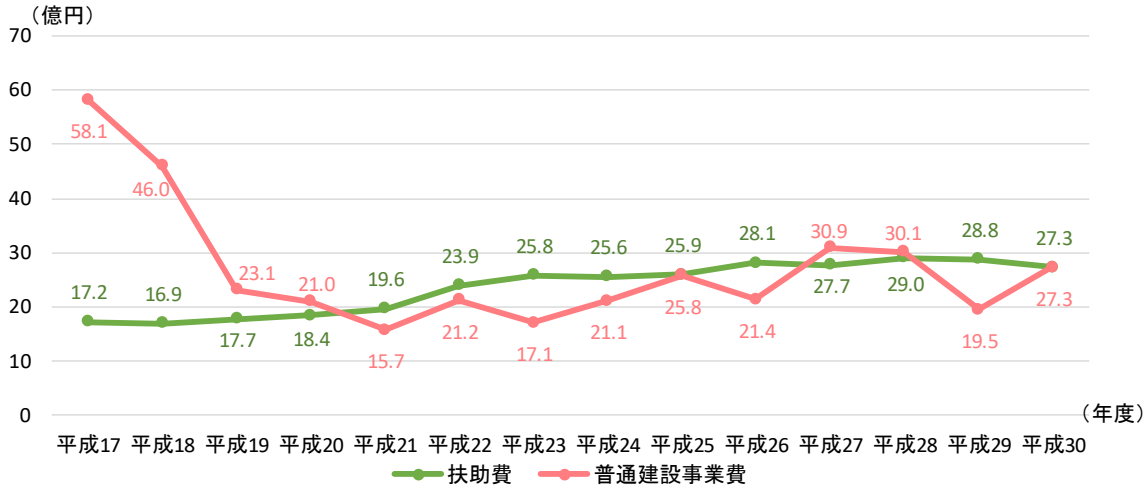

出典：総務省「市町村別決算状況調」、五條市決算報告（平成 30 年度）
扶助費及び投資的経費（のうち普通建設事業費）の推移

4) 市債残高の推移

◆ 市債（主に公共施設等の整備などに充てるために行う借金）の残高は、平成 18 年度の約 330.9 億円をピークに減少を続けていたが、平成 26 年以降は上昇傾向に転じ、平成 30 年度の現在高は約 262.5 億円となっている。

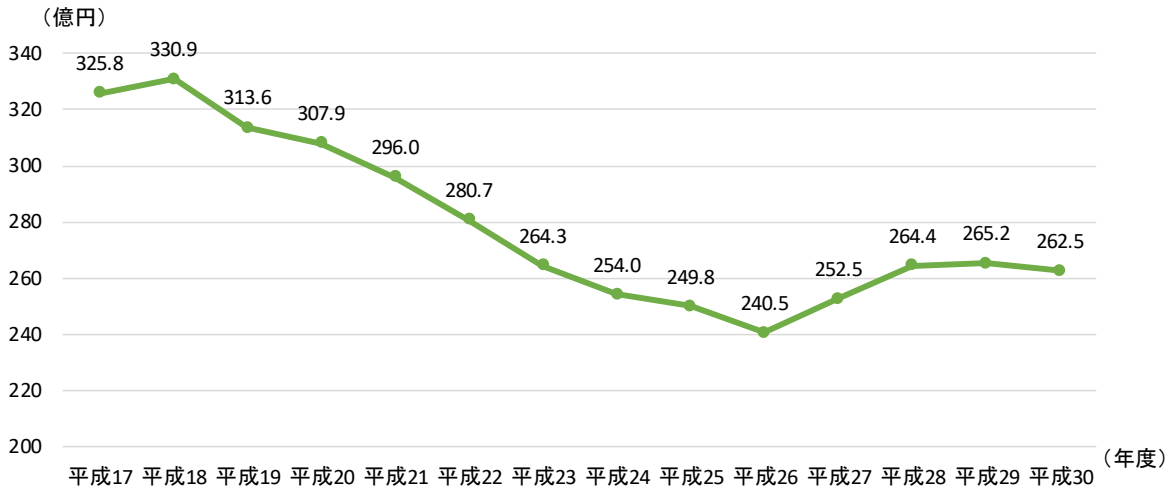

出典：総務省「市町村別決算状況調」、五條市決算報告（平成 30 年度）

地方債現在高の推移

5) 財政指標の推移

- ◆ 財政力指数は平成 30 年度時点で 0.36 となっている。近年は概ね同じ値で推移しており、地方交付税交付金への依存度が高い厳しい財政状況が続いている。
- ◆ 経常収支比率は平成 30 年度時点で 103.2%であり、平成 22 年度まで改善傾向にあったが、以降は財政構造の硬直化が進んでいる。
- ◆ 実質公債費比率は、平成 30 年度時点で 15.3%であり、平成 20 年度の 20.1%をピークに資金繰りは改善傾向にある。
- ◆ 将来負担比率は平成 30 年度時点で 123.1%であり、平成 20 年度の 232.2%をピークに将来的な債務負担は改善の傾向にある。

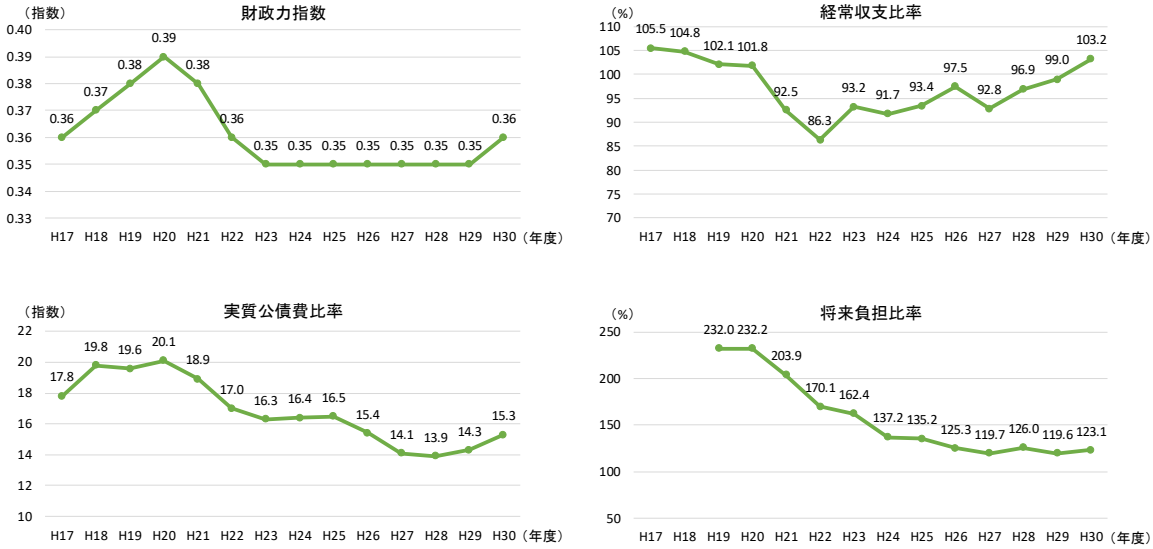

出典：総務省「市町村別決算状況調」、五條市決算報告（平成 30 年度）

財政指標の推移

【財政指標の解説】

財政力指数	交付税算定上の理論的な収入を収支で除した値で、過去 3 年間の平均を求めたもの。数値が高いほど自治体運営に余裕があり、1 を超えると普通交付税の不交付団体となる。
経常収支比率	毎年度経常的に収入される市税などに対する、毎年度経常的に支出される人件費・扶助費・公債費等の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。
実質公債費比率	自治体の財政規模に対する公債費等の割合の過去 3 年間の平均値。25%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。
将来負担比率	自治体の財政規模に対する市債残高等の割合。市町村では 350%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。

第5章 市民ニーズの総括

（1） アンケートの実施概要

五條市ビジョンの作成にあたって、市民の皆さんが、日常生活の中でお気づきの点についてのご意見やご希望を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

実施時期	令和元年８月 14 日～8 月 31 日
調査対象者	18 歳以上の市民から、2,000 人を無作為抽出
回収状況	615 通（回収率 30.8%）

（2） 回答者の属性

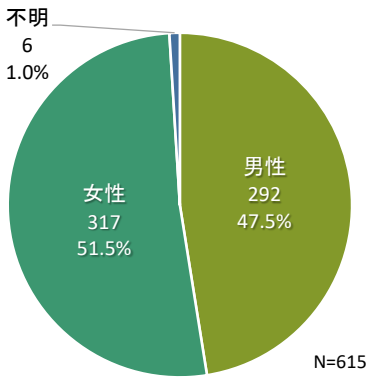

性別

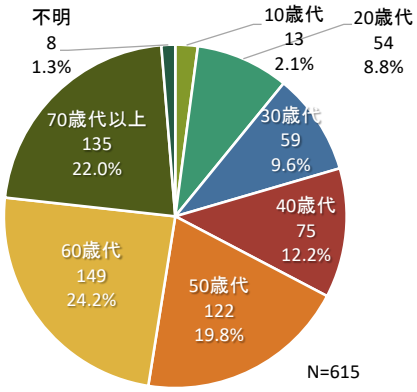

年齢

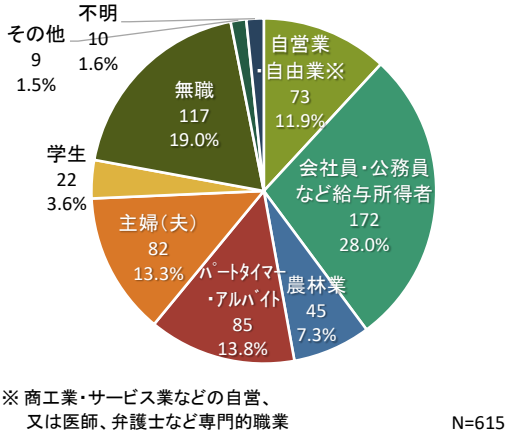

職業

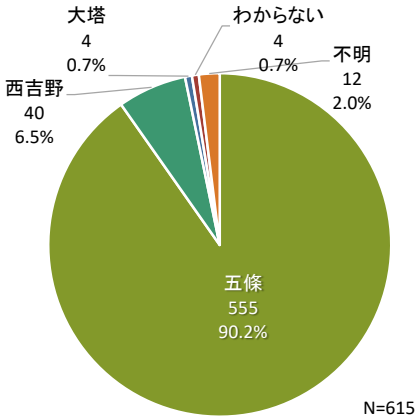

居住地

（3） 居住意向

◆「住み続けたい」の回答が 58.4%と最も多くなっている。
◆ 年齢別にみると、若い世代においては「住み続けたくない」の割合が他の世代に比べて高くなっている。

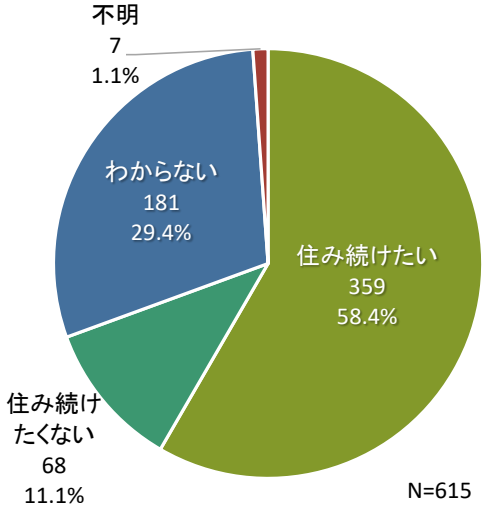

	調査数	住み続けたい	住み続けたくない	わからない	不明
合計	615	359	68	181	7
	100%	58.4%	11.1%	29.4%	1.1%
10 歳代	13	3	4	6	0
	100%	23.1%	30.8%	46.2%	0%
20 歳代	54	17	14	23	0
	100%	31.5%	25.9%	42.6%	0%
30 歳代	59	23	10	26	0
	100%	39%	16.9%	44.1%	0%
40 歳代	75	40	4	31	0
	100%	53.3%	5.3%	41.3%	0%
50 歳代	122	65	16	39	2
	100%	53.3%	13.1%	32%	1.6%
60 歳代	149	98	13	37	1
	100%	65.8%	8.7%	24.8%	0.7%
70 歳代以上	135	109	6	17	3
	100%	80.7%	4.4%	12.6%	2.2%
不明	8	4	1	2	1
	100%	50%	12.5%	25%	12.5%

（4） 住みよさ・住みにくさ

◆「住みよい」が 13.5%、「どちらかといえば住みよい」が 39.3%となっており、合計で 52.8%が住みやすいと回答している。

◆ 住みよい理由としては、「自然環境が豊か」が 233 件、「静かでゆったりしている」が 194 件となっており、住みにくい理由としては、「交通の便が悪い」が 203 件、「買い物など日常生活が不便」が 159 件と多くなっている。

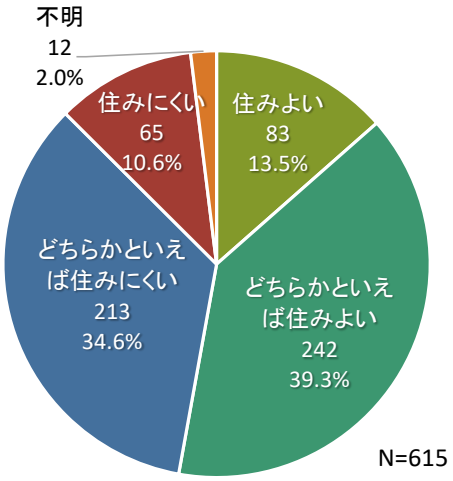

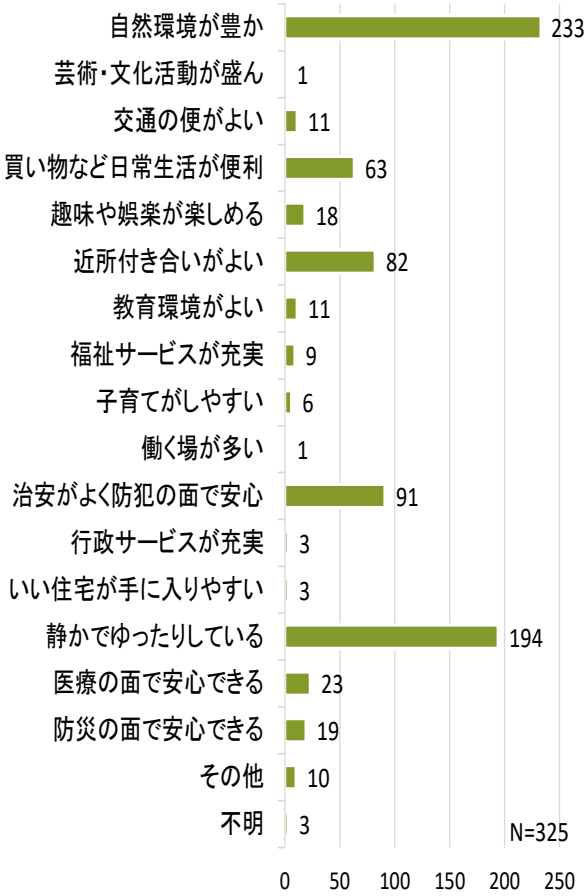

住みよい理由

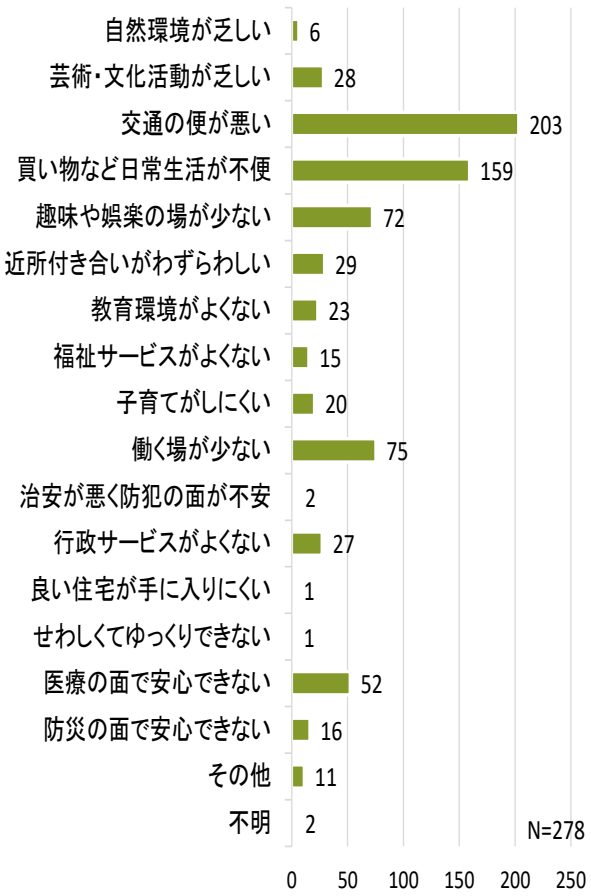

住みにくい理由

（5） 市の施策への満足度・期待度

◆ 満足度指数の上位 3 位は、「22 安全な水の安定供給」「20 火葬場・墓地の確保」「17 消防体制及び活動の充実」となっている。一方下位 3 位は「34 生活を支える公共的交通網の確保」「26 観光の振興」「25 商工業の振興」となっている。

◆ 期待度指数の上位 3 位は、「8 救急医療体制の充実」「9 地域医療体制の充実」「16 防災体制の充実」となっている。一方下位 3 位は「14 生活保護制度」「39 男女共同参画社会の推進」「38 文化・スポーツ交流の促進」となっている。

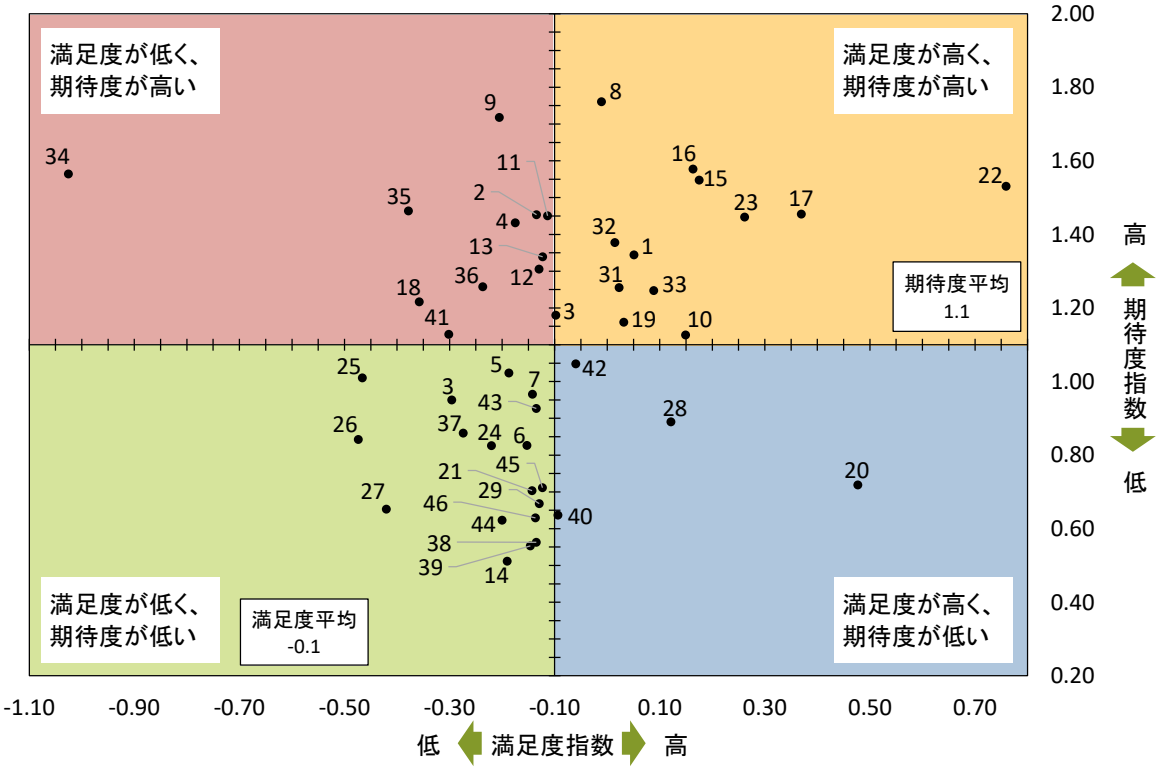

施策項目

1	結婚・出産	母子の健康づくり
2		子育て支援の充実
3		結婚支援の充実
4	学校教育	学校教育環境の充実
5		特色ある教育内容の推進
6	生涯学習	生涯学習環境の充実
7		青少年健全育成の推進
8	医療	救急医療体制の充実
9		地域医療体制の充実
10	保健	成人市民の健康づくりの推進
11	福祉	高齢者福祉の充実
12		地域福祉の充実
13		医療給付の制度維持、適正運営による健康増進、生活の質の向上
14		生活保護制度
15	防犯	犯罪に遭わないまちづくり
16	防災	防災体制の充実
17		消防体制および活動の充実
18	住環境	計画的なまちづくりの推進
19		快適で安全な住宅の確保
20		火葬場・墓地の確保
21		魅力ある公園の充実
22	衛生	安全な水の安定供給
23		生活排水の適切な処理

24	農林業	農林業の振興
25	商工業	商工業の振興
26	観光・交流	観光の振興
27		交流の促進
28	歴史資源	歴史遺産・伝統文化の保存
29		観光資源・地域学習資源としての活用
30	環境保全	清流・山林の保全
31		生活環境の維持と保全
32		ごみの減量・リサイクルの推進
33		し尿処理施設の整備
34	公共交通	生活を支える公共的交通網の確保
35	道路網	安全な道路交通環境の確保
36	広域交通	広域基幹道路の整備
37	情報網	新たな情報提供システムの構築
38	文化・スポーツ	文化・スポーツ交流の促進
39	社会参画	男女共同参画社会の推進
40		人権意識の高揚
41	行政運営	効率的・効果的な行財政運営の推進
42		窓口サービスの充実
43	市政	行政情報の充実
44		参画機会の拡大
45	市民活動	市民活動の支援
46		コミュニティ活動の活性化

（6） 市民活動やまちづくりへの取り組み状況

◆「自治会の活動」や「地域の清掃・美化の活動」に関しては、「参加している」あるいは「時々参加している」の割合が半数を超えている。

◆「福祉などのボランティア活動」や「地域の防災・防犯のための活動」、「環境保護などの住民活動」は「今後参加してみたい」が 20%を超えており、一定の市民の関心があると考えられる。

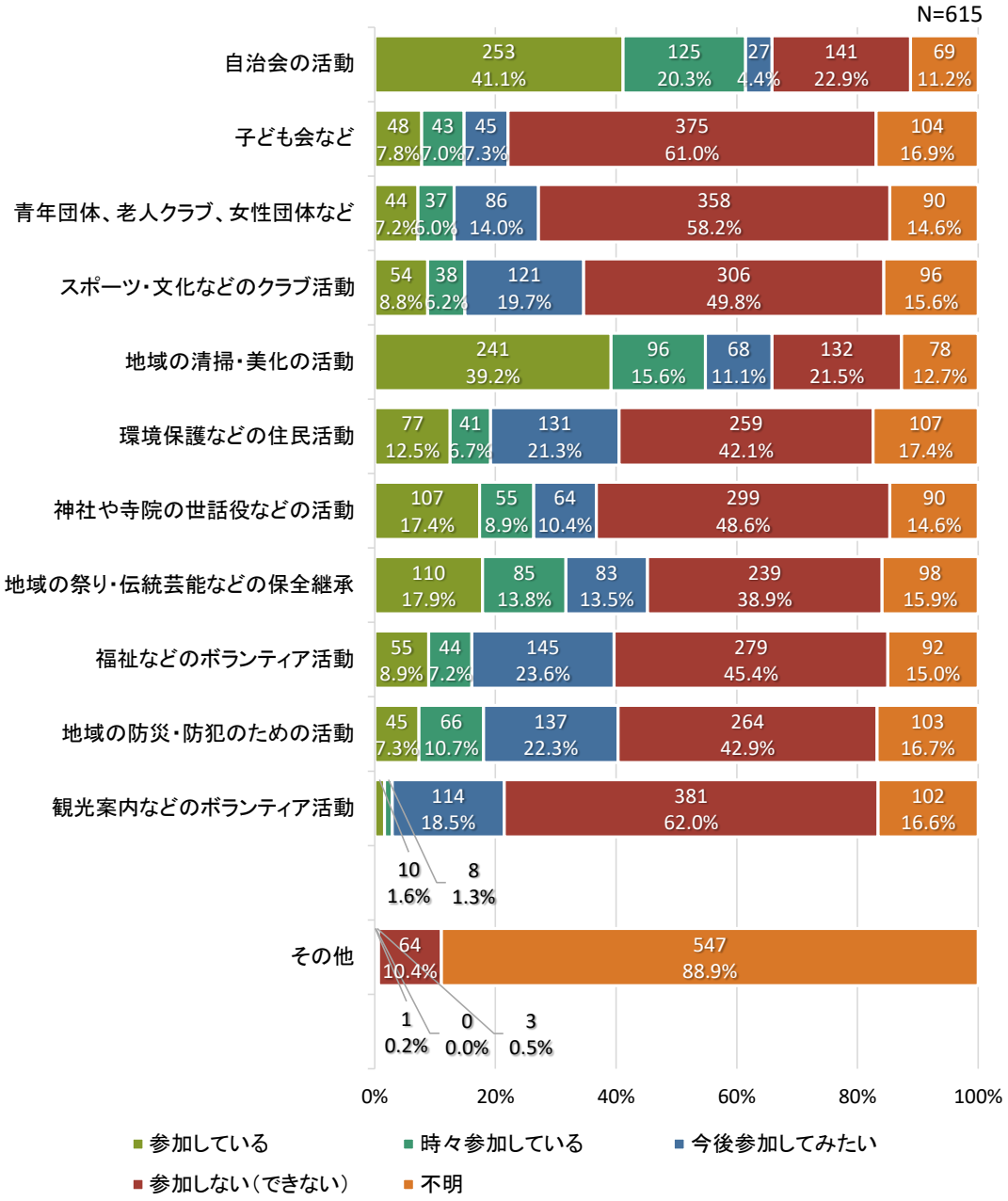

（7） 最近の話題に関する意向

1）AI に期待すること

◆ AI に期待することとしては、ネットスーパーで購入したものが家に配達されるようになることや、自動運転の一般化、医師による遠隔診療、一人暮らし高齢者の生活の見守りの回答が多くなっている。

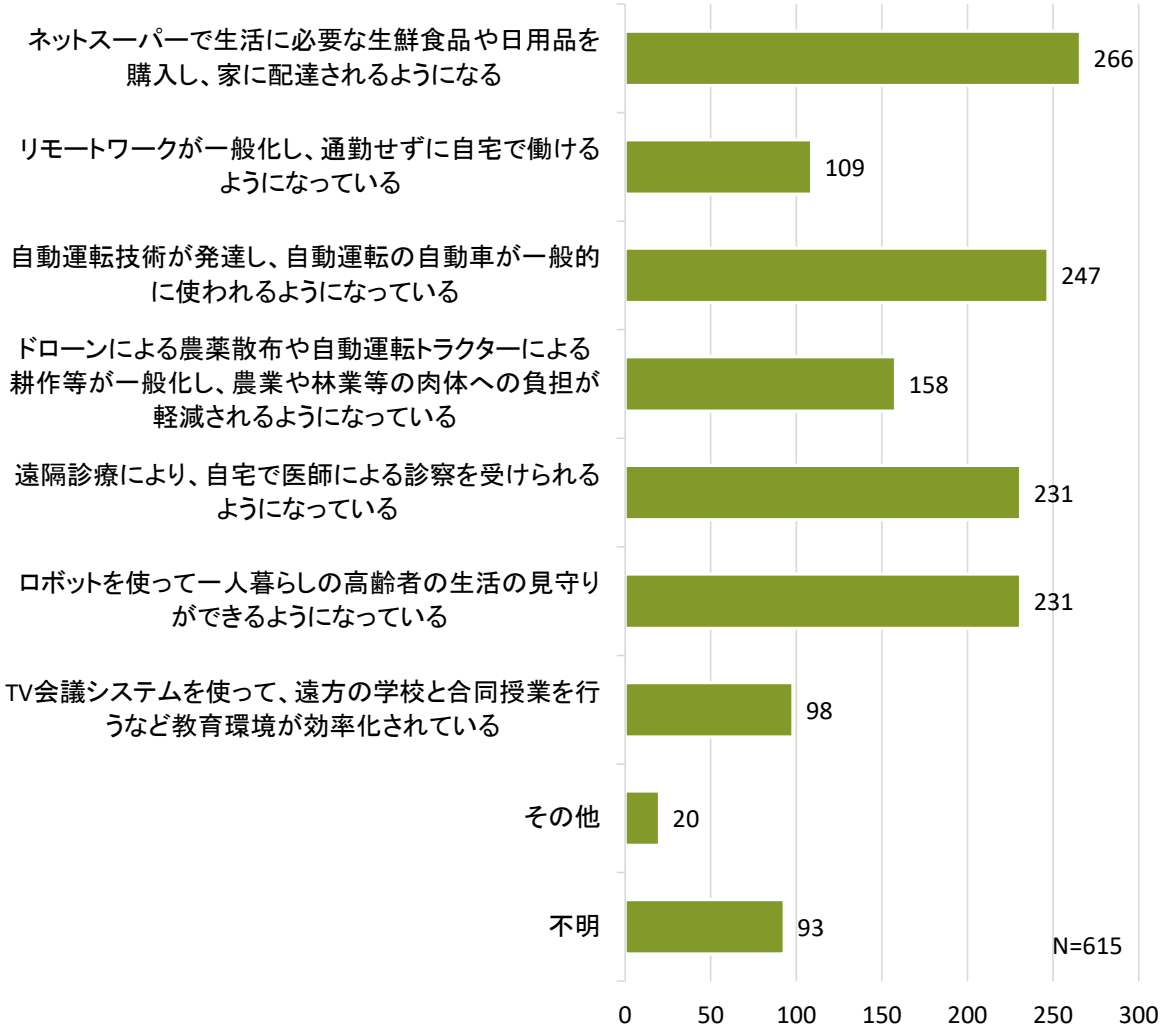

2) インバウンドへの期待と受け入れの課題

◆ インバウンドに期待することとしては、消費の拡大による地域経済の活性化が最も多い。
◆ 受け入れのための課題としては、交通手段の確保や案内サイン、マップの整備の回答が多い。

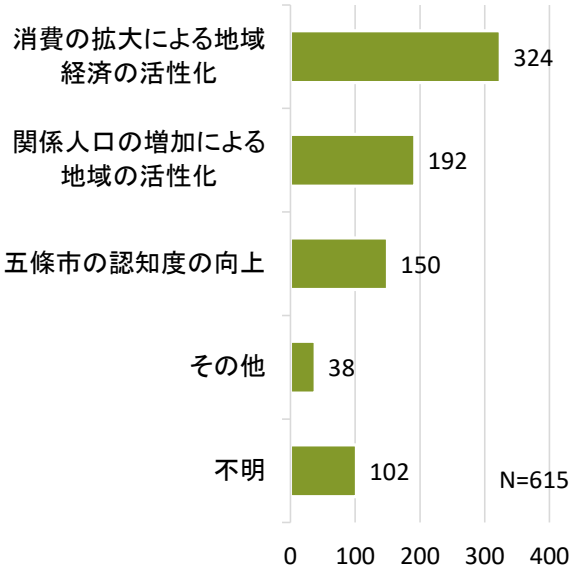

インバウンドへの期待

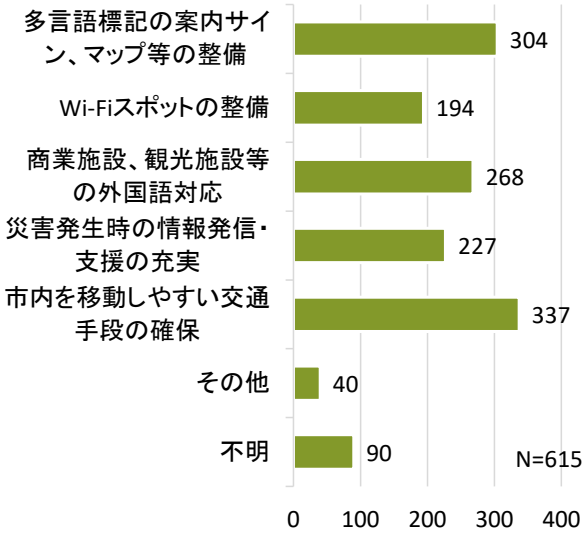

受け入れのための課題

3) 外国人労働者

◆ 外国人労働者に期待することとしては、地場産業の担い手不足の解消が最も多い。
◆ 受け入れのための課題としては、コミュニティづくりや相談窓口づくりが多くなっている。

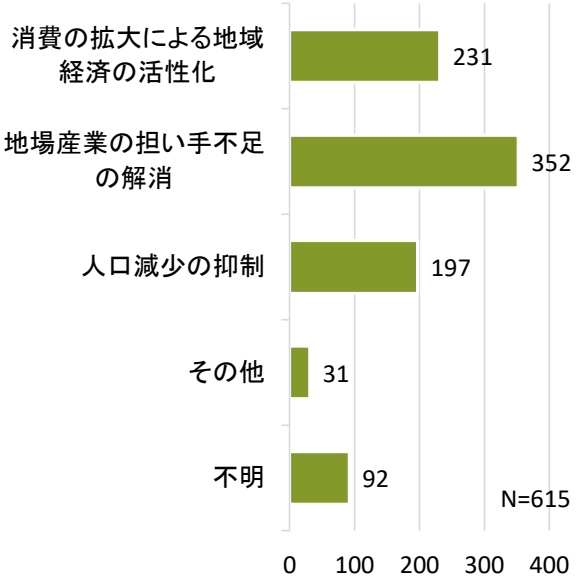

外国人労働者への期待

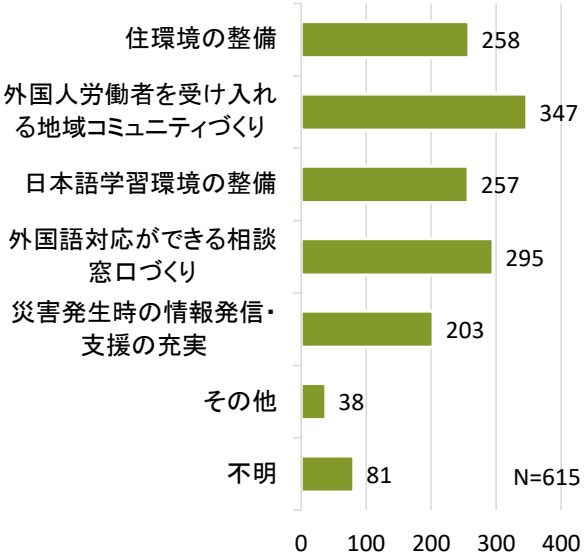

受け入れのための課題

Ⅱ 基本構想

第6章 五條市ビジョン策定に際しての課題認識

（1） 課題の柱

前章で整理した社会動向や本市の概況等を踏まえ、五條市ビジョン策定に際しての課題認識を整理します。

社会動向

○人口減少と少子高齢化
○市民ニーズの高度化・多様化、生活環境の拡大
○安心・安全なまちづくりに対して強まる要請
○情報通信技術の進展
○持続可能な社会の形成
○地域共生社会の実現
○グローバル化の進展

五條市の概況

●人口
・全国平均を上回る人口減少・少子高齢化の進展
・若年層の人口流出、結婚・子育て期の女性の流出
・年々減少する出生数 等

●産業
・第 1 次産業従事者の割合が奈良県平均より高い
・県内一の農業産出額
・農業等の担い手の不足、高齢化 等

●広域的位置・交通
・広域交通結節点としての役割 等

●地域資源
・五條新町の歴史的な町並みや整備が進みつつある五新鉄道等豊かな地域資源を有する

市民ニーズの総括

●居住意向
・半数以上が「住み続けたい」としているが、若い世代においては「住み続けたくない」の割合が高い

●住みよさ・住みにくさ
・住みよいと回答した方の割合が半数以上
・住みよい理由としては、自然環境や静かでゆったりしていることが多く挙げられている一方、住みにくい理由としては、交通の便の悪さ、日常生活の不便さが挙げられている

●満足度・期待度
・満足度が低く、期待度が高い施策は、公共交通網や道路交通環境、地域医療体制等となっている

●市民活動
・福祉などのボランティア活動や防災・防犯のための活動、環境保護活動は、比較的市民の関心が高い

課題の柱

若い世代が子どもをうみ、育てたくなる環境づくりが必要

安心して暮らせる環境づくりが必要

豊かな地域資源を活かした産業振興が必要

交通結節点としての特性を活かした広域拠点としての活力づくりが必要

市民が主体となって活動できる仕組みと環境が必要

（2） 課題認識

本市においては、全国的な傾向と比較しても急激に人口減少と少子高齢化が進んでいます。

このような状況の中、人口減少等を可能な限り食い止めるとともに、これらが進んだとしても一定の活力を持って、地域が維持できるような持続可能なまちづくりの視点から、今後 10 年間に優先的に取り組むべき課題を整理しました。

1) 若い世代が子どもをうみ、育てたくなる環境づくりが必要

平成 15 年以降、本市の合計特殊出生率は、全国や奈良県の値を大きく下回っており、若い世代の流出傾向と相まって、人口減少が急速に進んでいます。特に、結婚・出産・子育て期にあたる 30 歳代の女性の流出傾向は男性に比べて顕著にみられます。

このような状況を少しでも食い止め、活力ある五條市を未来へとつなげていくためには、若い世代が子どもをうみ、育てたくなる環境づくりが必要です。

2) 安心して暮らせる環境づくりが必要

平成 23 年の紀伊半島大水害により、甚大な被害を受けて以降、本市においては、災害に強いふるさとづくりをめざし、防災施設づくりや防災体制づくりに取り組んできました。市民アンケート結果をみると、防災に関する施策については、期待度が高く、満足度も高い状況となっており、今後も安全に安心して暮らせる環境づくりに継続的に取り組む必要があります。

また、市民アンケート結果をみると、満足度が低く、重要度が低い施策として、地域医療体制の充実や福祉の充実などが挙げられています。今後も、高齢者数及び高齢化率が上昇することが予想される中、高齢者なども含め、すべての市民が安心して暮らせるような共生社会の実現に向けた支援を充実させることが必要です。

さらに、UIJ ターンや共働き、自然との調和を重視する暮らし方等、多様なライフスタイルへの市民の行動様式が変化しつつある中、緑豊かな都市環境の充実や様々な住宅の確保など、住環境の整備も必要となっています。

3) 豊かな地域資源を活かした産業振興が必要

本市は、多彩な自然に恵まれ、また、世界遺産に登録された「大峯奥駈道」をはじめ、貴重な歴史的資源や受け継がれてきた伝統・文化、柿など豊かな農産物などの地域資源を数多く有しています。

今後もこれらの地域資源を未来へと守り、伝えながら、既存の産業の振興や新たな産業の振興につなげることが求められます。

4) 交通結節点としての特性を活かした広域拠点としての活力づくりが必要

本市は、五街道が交わる交通の要衝として栄え、南部地域の中心都市として発展してきました。

しかしながら、市民アンケート調査結果をみると、期待度が高く、満足度が低い施策として公共交通網の確保や道路交通環境の確保、広域基幹道路の整備が挙げられています。

今後、広域拠点としての歴史や地理的優位性を活かすために、交通環境の充実やそれを活かして市内外の方の交流を創出することが求められます。

5) 市民が主体となって活動できる仕組みと環境が必要

本市は、人口減少・少子高齢化が進み、地域によっては自治会などの組織の継続が難しい状況にあります。また、障害者や高齢者、子育て世代、外国人など、多様な背景を有する市民が居住しており、これらの人々が孤立せずに生活できるよう、コミュニティの活性化が必要となっています。

また、市民アンケートにおいては、福祉や防災・防犯、環境活動等の市民活動に対して、今後参加してみたいとの意向が比較的高くなっています。意欲が高い人が、必要な活動に参画できるよう、行政は情報提供を充実するなど環境の整備を行うことも求められています。

第7章 五條市の将来像

（1） まちづくりの将来像・基本理念

1) 将来像

本市は、古より五つの街道が交わる交通の要衝であるとともに、道だけでなく、人や文化の交わりも生まれるまちであったことから「五條市」となったという説があります。

紀伊半島のほぼ中心、さらに、金剛、吉野、高野の真ん中に位置し、道を通して、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と「つながる」ことにより、かねてより南部地域の中心的役割を果たしてきました。

京奈和自動車道が供用され、広域的なネットワークがさらに強化されようとする今、このような本市のまちの歴史や特性を強みととらえ、市内外の人や資源との連携をさらに深めながら、地域の可能性、民間事業の可能性を最大化していくことが求められています。

そこで、本市のまちの将来像を、

「五條」 ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち

と定めます。

五條市の地域の宝、そしてそれらを大切にしながら生活する人々の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を継続的に高めていきます。

2) 基本理念

本市のまちづくりにおける基本理念としては、「五條」になぞらえて、次の五つを定めます。

一般的には、「条」の表記を使用しますが、五條市ビジョンでは、市名に敬意を表すとともに、ひと・みちが交わる「五條」という市の将来像を基本理念にも表現するために、「條」の表記を使用することとしました。

第一條 子どもを育てたいまちをつくる

本市で子どもを育てたいと感じてもらえるまちとなるよう、幼保一元による子育て環境の充実に加え、特色ある学校教育に力を入れ、新婚世帯や子育て世帯を呼び込みます。

さらに、本市で生まれ育った子ども達が、人や地域とのつながりを大切にし、自らのふるさとへの愛着を持って成長するまちづくりをめざします。

第二條 安心して定住できるまちをつくる

市内各地で人口減少と高齢化が進む中、安心して暮らし続けられるまちとなるよう、医療・福祉、上下水道といった日常的な生活サービスを安定的かつ効率的に提供できる体制を整えます。また、近年頻発する集中豪雨等による災害に強いまちとなるよう、ハード、ソフト両面から防災体制を整えます。

さらに、各地の地勢的条件や住宅地としての特徴に応じて、良好で多様性のある住宅をストックとして維持し、様々な価値観を持った人々の移住の受け皿として活用します。

第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる

産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくります。

また、広域交通網の拡大や外国人観光客の増加といった機会を活かし、観光・交流を目的に本市を訪問、滞在する人を増やすため、本市特有の歴史や自然資源の持つ魅力に磨きをかけます。

第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる

五つの街道を通して、人々の交流・交易の拠点として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これからの時代においても、本市は南部地域の交流拠点としてのアイデンティティを発揮し続けるまちづくりを進めます。

そのため、文化・スポーツ等において広域の拠点としての機能を発揮する施設の整備に加え、道路・公共交通等の広域交流に必要な交通環境の充実、さらには、Society 5.0 といった未来社会に向けた新たな情報社会への対応を進めます。

第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる

本市で生活するすべての人が、地域コミュニティ活動や、行政の政策立案・実践の各段階における参画が行えるまちとなるよう、様々な行政情報の提供や活動の場づくりを進めます。

また、公共施設は計画的に建替えや改修を進め、ライフサイクルコストを低減しながら行政運営の効率化をめざします。

（2） 将来人口見通し

本市における将来人口は、国の長期ビジョンを勘案しつつ、本市の現状や後述する総合戦略における数値目標を踏まえ、次のとおり仮定値を設定し将来人口を展望します。

合計特殊出生率	若い世代の希望をかなえ、人口減少を克服するため、令和 42 年時点の合計特殊出生率の目標値は国の長期ビジョンに示す人口置換水準（2.07）としつつ、本市の合計特殊出生率は全国平均、県平均より低い水準であることから、令和 42 年までの間は、奈良県の仮定値の考え方を参考に、現状の出生率をベースに 5 年間で 0.1 ずつ上昇させるよう段階的に改善を図る。 具体的には、令和 2 年には 1.31 程度、令和 22 年には 1.71 程度、令和 42 年には 2.07 程度まで合計特殊出生率を上昇させることを目指す。
純移動率	社会増減の傾向と課題を踏まえ、特に若年層の転出抑制や市外からの転入促進を進め、令和 7 年までに純移動を均衡（ゼロ）させることを目指す。さらに、長期的には本市の根本的な課題である公共交通による都心部との交通利便性改善や、市内及び市外の買い物客が訪れる商業施設の誘致・整備等に取り組み、社会増を目指す。

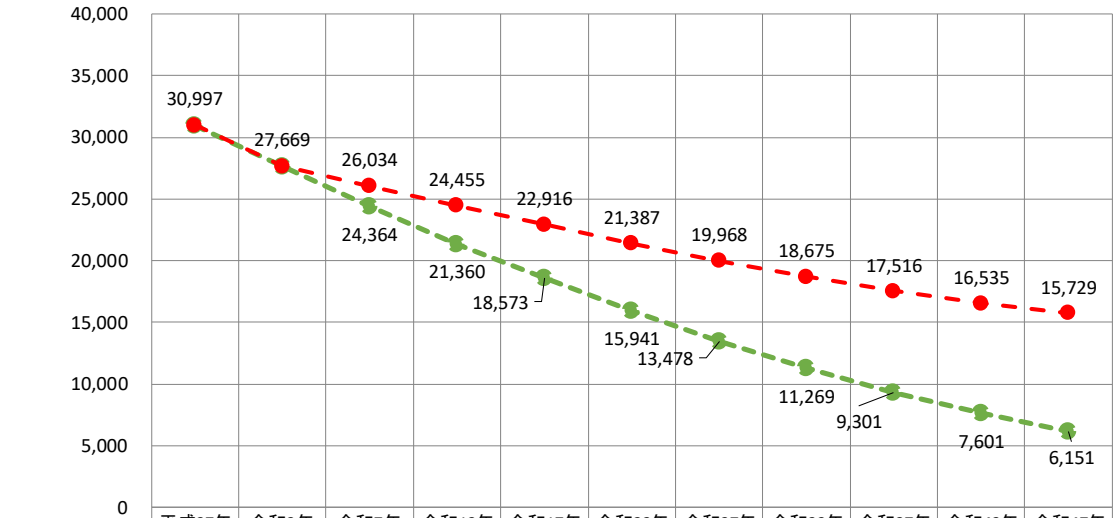

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年	令和47年
社人研推計	30,997	27,599	24,364	21,360	18,573	15,941	13,478	11,269	9,301	7,601	6,151
将来目標	30,997	27,669	26,034	24,455	22,916	21,387	19,968	18,675	17,516	16,535	15,729

出典：

（社人研推計）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」、（将来目標人口）総務省「国勢調査」をベースに上述の仮定値を用いて推計

第8章 行政経営方針

（1） 行政経営の基本的考え方

三位一体の改革や、その一環としての地方分権の進展により、国と地方の関係は、これまでの上下主従から、対等・協力の関係へと変化しました。それに伴い、地方自治体は、自主的・自立的な経営を行い、地域の実情に合わせた個性豊かな政策形成を行うことが求められています。このような背景を踏まえ、これからの行政経営に際して前提とすべき、基本的な考え方を示します。

1) 市民指向に基づいた施策の実施

人や物、財源などの限られた経営資源の活用に際しては、市民と行政とが目指すべき将来像やまちづくりの方向性についての思いを共有し、それを実現することを最大の目標とする必要があります。

事業を実施することそのものが目的ではなく、事業を実施した結果として、市民と共有した成果が達成されるのかどうか、市民の満足度が向上するのかどうかを最も重視する、市民指向に基づいた経営資源の活用を行うことが非常に重要です。

2) 市民と行政との協働関係の構築

物の豊かさから心の豊かさへと、人々の価値観が変化する中で、まちづくりや行政サービスに対する市民のニーズも多様性が優先されており、行政が主体となって、市民からの要望に答えていく従来の行政主導型のまちづくりには限界が生じてきています。

市民と行政がそれぞれの責任を自覚し、パートナーとしてまちづくりや地域へのニーズに対応していく、協働のまちづくりへの転換が不可欠となっています。

3)「補完性の原則」の再認識

市民と行政それぞれが責任を自覚する上で、地方分権改革の前提となる自治の基本理念として「補完性の原則」を再認識する必要があります。行政のみならず、市民や NPO、企業などの多元的な主体が共に公共を担い、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくことが必要です。

【補完性の原則】

自助	共助	公助
個々の力でできることは個々で行う	みんなで力を合わせればできることは、その中で行う	みんなで力を合わせてもできないことは、より大きな単位で行う
市民が自立し、自分の目標の達成や課題解決に向けて努力する	市民が地域社会に貢献し、お互いに支え合い、助け合う	公益のため、税金を使って行政が社会を良くする活動をする

4) 国や県、周辺自治体との連携

人口減少をはじめとする諸課題の解決に向けては一自治体の枠を超えたより広域的な視点から課題解決を図っていくことが重要であるため、国や県、周辺自治体との連携を強化していきます。

（2） 市の使命と市民に期待される役割

行政経営の基本的考え方を踏まえ、本市の使命と市民に期待される役割について示します。

1) 市の使命

○市民との信頼関係の構築

市民との協働関係を築くため、市民ニーズを的確に見極め、限られた経営資源を有効に活用するとともに、積極的な情報提供を通じて、行政として実施する各種活動の意思決定や実行に際しての透明性・合理性を高め、説明責任を果たし、市民との信頼関係を強めていきます。

○継続的な行政改革の推進

市町村合併や地方分権の推進に伴い、今後一層地域の自立が求められる中、本市が将来にわたって存続し、市民サービスの維持・向上を図るため、合併によるスケールメリットを十分に活かしながら、事務の合理化や財政基盤の強化を目指した行政改革を継続的に実施し、簡素で効率的な行政体へと変革していきます。

○協働社会の担い手となる市民の育成

市民と行政との協働によるまちづくりの必要性や意義、補完性の原則など、これからの行政経営の基本的考え方についての理解醸成に努め、市民の市政への参加・参画を促進し、協働社会の担い手となる市民を育成していきます。

○地域や民間活動の自立支援

地域や民間でできることはそれぞれの活力を活用することで、できる限り簡素で効率的な行政を目指します。そのため、市は最低限の生活環境の整備や安全の確保を行う一方で、市民や地域が自助・共助機能を取り戻すための支援を行います。

2) 市民に期待される役割

○市政に対する関心の高揚

広報紙やホームページなどを通じて、市政情報についての理解を深め、市の経営について関心を持つとともに、行政との懇談会などさまざまな機会を通じて意見を述べ、市政に参画することが重要です。

○自助・共助意識の醸成

身近なことは、まず自らや家庭で対応し、地域の課題については、まず地域で解決するように努めることが重要です。そのためにも、自治会などの地域活動やボランティア活動など、さまざまな市民活動に積極的・主体的に参加し、地域や近所でお互いの顔がわかる関係を築き、連帯意識の形成を図ることが望まれます。

○自立した地域活動の実践

地域活動を行う組織は、行政との協働による地域自治の確立に向け、自己決定と自己責任のもと、行政と具体的な取組に関する協議と実践を進めることが求められます。また、地域活動を担う組織や団体相互の連携によって、共通の課題解決に努めることが期待されます。

（3） 行政の経営方針

行政の経営方針については、第 4 次五條市行政改革大綱を踏まえながら、自立的で持続可能な行政経営による、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組むことをめざし、以下の基本方針を定めます。

○効率的かつ効果的な行政経営の推進

厳しい財政状況や限られた人材のもと、行政経営の視点に立った事務事業の整理合理化や人材育成を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

また、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織・機構の整備や適材適所の職員配置に努めます。

○協働のまちづくりの推進

市民への積極的な情報提供・情報共有を行い、理解と信頼を深めるとともに、市民と市がそれぞれの役割と責任において行動するなど、自治意識の高揚を図りつつ、地域との協働によるまちづくりの推進に向けた取組を進めます。

○将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

新たな自主財源の確保や市税等の収納率の向上による歳入の確保に努めるとともに、事務事業や補助金の見直し等による歳出全般の抑制を図ります。また、自らの財政状況を分析し、中長期的な視点に立って、財政の更なる健全化に向けた取組を進めます。

○市の予算編成の明確化

本市の政策経費については、一部事務組合への負担金等法令等により支出が義務づけられているものを除き、原則、ビジョン事業に基づくもののみを予算編成の対象とします。

ただし、社会経済情勢の変化に応じ緊急に必要と認められる事業が生じた場合には、本市の財政状況に大きな影響を与えない範囲内において、市長の判断に基づき当該事業を予算編成の対象とすることも可能とします。具体的には、以下のような事業が想定されます。

- 大規模災害の発生に伴い、市民の生命・身体・財産を保護する必要がある事業
- 国・県の政策に連動することが求められる国・県の補助事業で、市の負担割合が 25%以下かつ市の負担総額が 10,000 千円以内である事業

Ⅲ 国土強靭化地域計画

第9章 計画の基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靭化を推進するため、奈良県国土強靭化地域計画との整合を図りながら、以下の三つを「基本目標」としました。

Ⅰ 人命を守る

Ⅱ 市民の生活を守る

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

第10章 リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行いました。

リスクシナリオは、まず本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定しました。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本市及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出しました。

（1） 想定される災害（リスク）

市民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、国の国土強靭化基本計画、奈良県国土強靭化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定しました。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めました。

1) 地震

発災想定は、火災については最大の被害が想定される冬夕刻 6 時、その他の被害については、冬の平日午前 5 時発災の想定である。

①内陸型地震（中央構造線断層帯）

市内に特に大きな被害が予想される、中央構造線断層帯による地震の被害想定は以下のとおりである。

〇地震動

本市北部で震度 7 から震度 6 強、奈良県の北西部で震度 7 から 6 強の揺れが予測されている。

〇人的被害

県西部を中心として、建物倒壊による人的被害が多く予想されている。全県では約 4,300 人強の死者が予測され、本市で死者数 103 人、負傷者数 503 人、避難所生活者数 13,918 人と予測されている。

〇建物被害

県西部では強い地震動のため多くの市町村で 20～45%程度の建物が全壊になると予測されている。全県では約 183,000 棟（全壊・半壊）が予測され、本市では、揺れ、液状化、斜面崩壊による全倒壊棟数が 2,424 棟、半倒壊棟数が 1,934 棟と予測されている。

②内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

〇地震動

奈良県内では橿原市以北で震度 7 の揺れが予測されている。奈良県南部では比較的揺れは小さいが、本市では中央から北部と西吉野町北部にかけて震度 6 強、南部の大塔町は震度 6 弱の揺れが予想されている。

〇人的被害

県北部を中心として、建物倒壊による人的被害が多く予想されている。全県では約 5,100 人強の死者が予測され、本市で死者数 40 人、負傷者数 487 人、避難所生活者数 6,684 人と予測されている。

〇建物被害

県北部では強い地震動のため多くの市町村で 30～36%程度の建物が全壊になると予測されている。

全県では約 203,000 棟（全壊・半壊）が予測され、本市では、揺れ、液状化、斜面崩壊による全倒壊棟数が 875 棟、半倒壊棟数が 1,820 棟と予測されている。

③海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード 9.1 と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成 24 年 8 月及び平成 25 年 3 月に取りまとめられた被害想定は以下のとおりである。

〇人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年６月 再計算）

	基本ケース （被害が最小の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	６強：２市町村 ６弱：35 市町村 ５強：２市町村	６強：27 市町村 ６弱：12 市町村 ５強：なし
死者数	約 60 人	約 1,300 人
建物全壊棟数	約 6,500 棟	約 38,000 棟

※本市の最大震度は基本ケースで６弱、陸側ケースで６強と想定されている。

奈良県内における施設等の被害想定（令和元年６月 再計算）

被害想定項目		県内の想定被害 （最大値）
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約 120 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約３万８千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 810 箇所
避難者数	発災１日後	約 10 万人
	発災１週間後	約 26 万人
	発災１ヶ月後	約 20 万人
帰宅困難者数		約 13 万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		37 施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		47 集落

2) 水害・土砂災害

①伊勢湾台風（昭和 34 年９月 25 日～26 日）

昭和 34 年９月に本市に未曽有の大被害をもたらした台風 15 号である。台風接近前の 25 日から台風前線により雨が降り始め、27 日明け方までに本市では 152mmの降水量、大台ケ原では 622mmに達し、吉野川の水位は本市の二見で警戒水位の 362ｃｍを大きく超え 10ｍという記録的な増水となり、旧五條市では多くの地域が濁流に巻き込まれた。

その結果、当時の旧五條市、約 7,600 戸のうち 1,927 戸、人口 35,000 人のうち 8,180 人が被災することとなった。

②紀伊半島大水害（平成 23 年８月 30 日～９月４日）

台風 12 号が北上し、９月２日に四国に接近、３日午前 10 時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断した４日朝に日本海へ抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い 30 日夜から雨が降り始めたが、台風の速度が遅かったため、９月４日の午前９時頃まで長時間継続した。

本市においても大塔観測所（五條市役所大塔支所）における降雨量観測結果は９月１日から災害により雨量計欠測となった９月４日２時までの連続雨量は 989mm、最大時間雨量は 36mmに達した。

五條市大塔町では主として宇井地区、辻堂地区、赤谷地区、閉君地区、堂平地区で大規模な山腹崩壊、土石流、地滑り、河道閉塞等が発生した。特に宇井地区では対岸の大規模な深層崩壊により押し出された河川の水が、河床から約 40mの高さにある人家まで押し寄せ、11 名の方が犠牲となった。同地区では深層崩壊に続き土砂ダムの形成とその決壊による土石流が発生した。

（2） リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた１から６までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類しました。

Ⅰ 人命を守る

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

Ⅱ市民の生活を守る

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

4 ライフラインの確保

5 二次災害の防止

Ⅲ 迅速な復旧・復興を可能とする

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生 1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さ等に伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断 2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
3	市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2 被災による治安の悪化 3-3 サプライチェーンの寸断等により企業の生産力低下による地域経済の疲弊 3-4 食料等の安定供給の停滞
4	ライフラインの確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止 4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7 地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生 5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第11章 地域強靭化を推進するうえでの基本的な方針

本市の強靭化を進めるうえで、国土強靭化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な地域づくりについて、伊勢湾台風や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靭化を推進します。

（1） 地域強靭化の取り組み姿勢

ⅰ 本市の強靭化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。

ⅱ 短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。

ⅲ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

（2） 適切な施策の組み合わせ

ⅰ 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。

ⅱ「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、市民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。

ⅲ 非常時だけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

（3） 効率的な施策の推進

ⅰ 市民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。

ⅱ 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

（4） 地域の特性に応じた施策の推進

ⅰ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靭化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。

ⅱ 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。

ⅲ 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

第12章 施策ごとの推進方針

リスクシナリオによる、最悪の事態を回避するため、推進方針は次のとおりとします。なお、推進方針の具体的な施策は、Ⅳビジョン事業 第 13 章ビジョン事業のうち【強】の記載がある事業とし、記載の事業については、必要に応じ、適宜、見直しを行います。（推進方針と各事業の関連については巻末の別表参照）

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生

1 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げにつながることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。
2 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
3 地域の実情を踏まえ、市民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。
4 消防関係車両の定期的更新を図る。
5 消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
6 消防水利の充実を図る。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

1 洪水ハザードマップを作成し、周知する。
2 洪水発生多発地域の確認と市民への連絡体制を確立する。
3 国、県と共に内水対策を促進する。
4 河川の維持管理に努める。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

1 土砂災害ハザードマップを作成する。
2 土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。
3 県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。
4 土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。
5 急傾斜地の崩壊を防止する対策を図る。
6 大規模盛土造成地における崩壊などの防災対策を図る

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。
2 避難所での良好な生活環境の確保に努める。
3 防災行政無線の維持管理に努める。
4 Ｊアラート等の更新、維持管理に努める。
5 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。
6 自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）
7 住民への情報伝達手段の多様化に努める。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止

1 住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。
3 物資支援に係る協定の拡充を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1 住民に災害発生後 1 週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。
3 災害時応援協定の拡充を図る。
4 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
5 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
6 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断

1 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。
2 消防団組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
4 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
5 陸上自衛隊駐屯地の誘致を推進する。
6 県が実施する大規模防災拠点の整備に協力する。

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。
5 各医療機関や医師会等各種団体と連携体制の構築に努める。
6 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
7 五條市社会福祉協議会や五條市介護事業所協議会等各種団体と国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

1 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化について「避難所運営マニュアル」の作成に努める。
2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
4 災害時の利用が想定される公衆トイレの整備を進める。

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

1 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
2 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。
3 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
4 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。
5 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
6 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。

3-2 被災による治安の悪化

1 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
2 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
3 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。
4 県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。

3-3 サプライチェーンの寸断等により企業の生産力低下による地域経済の疲弊

1 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。
2 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。
3 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。
4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

3-4 食料等の安定供給の停滞

1 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靭化と整備を促進する。
2 食料等物資提供の協定の締結に努める。
3 物資輸送等に係る協定の締結に努める。
4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止

1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。
3 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

1 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
2 防災行政無線について、緊急時でも 72 時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
3 避難所、学校、保育所などの施設等に戸別受信機を設置する。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

1 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。
2 上水道施設の耐震化を進める。
3 農業・林業集落施設の耐震化を推進する。
4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

4-4 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。
3 ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

1 上水道施設の耐震化を進める。
2 自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
3 緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。
4 水道復旧用資材を備蓄する。

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1 農業集落排水処理施設の耐震化を進める。
2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
3 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。
4 下水道施設の耐震化を進める。
5 災害に強い浄化槽の整備に対して支援を行う。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
3 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化。

5 二次災害の防止

5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響

1 風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。

5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生

1 貯水池やため池の改修や点検に努める。
2 ため池ハザードマップを策定する。

5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

1 間伐等により森林整備・保全することで、機能を維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。
2 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。
3 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。
2 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。

6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。
2 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。
3 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。
4 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。
5 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。
6 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。
7 地域コミュニティの形成を図るため、公園の遊具、施設の改築更新を促進する。
8 地域コミュニティの拠点となる施設を整備する。

6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
4 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。

Ⅳ ビジョン事業

第13章 ビジョン事業

○ビジョン事業とは

五條市ビジョンにおける各「條」は、地域の課題から生まれた「目指すべき将来像」を示すことから、ビジョン事業はその将来像の実現に向けて取り組むべき事業と位置づけます。

ビジョン事業は、「リーディング事業」と「基盤事業」で構成します。

五條市ビジョン

	第一條（子ども）	第二條（安心）	第三條（地域資源）	第四條（交流）	第五條（社会参加）
リーディング事業	●	●	●	●	●
基盤事業	○	○	○	○	○

「ビジョン事業」

※特別会計、企業会計等による事業については、五條市ビジョン本文の中に関係性を明文化し、個別事業は明記しない。

「リーディング事業」

ビジョン事業の中でも各條の主要な事業をリーディング事業として位置づけます。

「基盤事業」

基盤事業は五條市ビジョンを進めるための基礎となる事業と位置づけ、原則すべての政策的事業を対象とします。

※ ビジョン事業に関する補足

【FM】 ファシリティマネジメント関連事業

（ファシリティマネジメントとは、「企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」のこと。）

【強】 国土強靭化地域計画関連事業

（事業名） 特別会計、企業会計等事業

※ ビジョン事業の実施時期

前期：令和 2 年度～令和 6 年度　　後期：令和 7 年度～令和 11 年度

○五條市ビジョンの体系

五條市ビジョンの体系と各條に関連するSDGｓのゴールは以下のとおりです。

第一條　子どもを育てたいまちをつくる

1-1 結婚、出産しやすい環境づくり
1-2 魅力と活力のある学校の充実
1-3 市民の多様な学習機会の充実

第二條　安心して定住できるまちをつくる

2-1 地域医療・救急医療体制の充実
2-2 保健サービスの充実
2-3 福祉サービスの充実
2-4 犯罪を許さない社会づくり
2-5 消防・防災体制の充実
2-6 多様な価値観に対応した住環境の整備
2-7 上下水道・衛生的な生活環境施設の整備促進

第三條　地域資源を活かした産業のまちをつくる

3-1 農林業の振興
3-2 商工業の振興
3-3 地域資源の活用と連携による観光・交流の促進
3-4 地域への誇りを育む歴史資源の保存と活用
3-5 自然環境の保全と循環型社会の構築

第四條　南部地域の交流拠点となるまちをつくる

4-1 地域の交流を支える公共交通網の整備
4-2 生活を支える道路網の整備
4-3 魅力ある地域情報のネットワーク化
4-4 芸術文化・スポーツ交流等の促進

第五條　すべての人が社会参加するまちをつくる

5-1 すべての人の生きがいづくりと社会参画の推進
5-2 行政運営の効率化、窓口サービスの充実
5-3 開かれた市政、市民参画の促進
5-4 市民活動の創出

○SDGｓとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されます。

五條市は、SDGs を推進すべくこれらのゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組みます。

○まちづくりの体系とビジョン事業の関係性

各條には、事務事業であるビジョン事業を分野別に位置づけています。ビジョン事業の推進に当たっては、基本理念や将来像を共有し、また相互連携を意識することで、「ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち」を実現していきます。

第一條　子どもを育てたいまちをつくる

〈SDGs との関係性〉

SDGs の理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連する SDGs のゴールを以下のとおり示します。

〈方向性〉

本市は、子育て支援に関する「第 2 期五條市子ども・子育て支援事業計画」や幼保一元化に向けた「五條市立認定こども園整備基本計画」、教育振興に関する計画である「五條市教育大綱」や「五條市教育振興基本計画」、「五條市学校適正化基本計画」等の計画を策定しています。

これらに基づき、子どもを育てたいと感じてもらえるまちの実現に向け、出産しやすい環境づくりから教育環境の充実、学校外も含めた多様な学習機会の充実まで、切れ目のない事業を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
1－1　結婚、出産しやすい環境づくり					
	1-1-1　母子の健康づくり		母子保健事業	○	○
	1-1-2　子育て支援の充実	【FM】認定こども園整備事業【強】		●	
			【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】	○	
			【FM】保育所跡地活用事業	○	○
			子育て支援事業	○	○
			認定こども園管理運営事業【強】	○	
	1-1-3　結婚支援の充実		結婚新生活支援事業	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
1－2 魅力と活力のある学校の充実					
	1-2-1 学校教育環境の充実	ICT 教育推進事業		●	
		【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】		●	
		【FM】西吉野農業高校魅力化推進事業		●	
			小中学校長寿命化事業【強】	○	○
			学校給食センター管理運営事業【強】	○	
	1-2-2 特色ある教育内容の推進		「夢・志」教育プラン具現化事業	○	
			特色ある学校（園）支援事業	○	
			総合教育推進事業	○	
			市指定校教育研究事業	○	
			ふるさと学習推進事業	○	
			学校・地域パートナーシップ事業	○	
			教職員働き方改革関連事業（小学校）	○	
			教職員働き方改革関連事業（中学校）	○	
			外国青年招致事業	○	
1－3 市民の多様な学習機会の充実					
	1-3-1 生涯学習環境の充実		生涯学習推進体制整備事業	○	○
	1-3-2 青少年健全育成の推進		雪中金剛登山事業	○	
			子ども夢つくりセミナー推進事業	○	
			青少年野外活動推進事業	○	
			適応指導教室事業	○	

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 （予定含む）	計画期間
五條市教育大綱	教育振興基本計画 第５次五條市総合計画 奈良県教育振興大綱 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３	令和３年（予定）	令和３年３月～令和６年３月（３カ年・予定）
五條市教育振興基本計画	教育振興基本計画 奈良県教育振興大綱 第５次五條市総合計画 教育基本法第 17 条第２項	平成 31 年３月	平成 31 年３月～令和６年３月（5カ年）
五條市学校適正化基本計画	五條市教育振興基本計画	平成 30 年６月	平成 30 年６月～令和５年４月
第２期五條市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	令和２年３月	令和２年４月～令和７年３月
五條市食育推進計画	食育基本法	平成 30 年３月	平成 30 年４月～令和５年３月
五條市生涯学習推進計画	第５次五條市総合計画 五條市教育振興基本計画	令和２年３月を予定	令和２年３月～（5 年毎に見直す予定）

第二條　安心して定住できるまちをつくる

〈SDGs との関係性〉

SDGs の理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連する SDGs のゴールを以下のとおり示します。

〈方向性〉

本市は、都市計画に関する指針となる「五條市都市計画マスタープラン」やコンパクトシティの実現に向けた「五條市立地適正化計画」、個別の地区のまちづくり計画である「五條西地区まちづくり基本構想」等、上下水道に関する「施設の統廃合及び老朽管・耐震化整備事業計画」、「五條市流域関連公共下水道事業計画」等、保健・福祉に関する「五條市老人保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」等の計画を策定しています。

これらに基づき、安心して定住できるまちの実現に向け、拠点となる地区におけるまちづくりの推進や、上下水道、防災、保健・福祉等、日常的な生活サービス提供の体制づくり、住環境の充実に取り組みます。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
2－1　地域医療・救急医療体制の充実					
	2-1-1　救急医療体制の充実		診療所運営事業	○	○
			小児深夜診療事業	○	○
			産科一次救急事業	○	○
	2-1-2　地域医療体制の充実		予防接種事業	○	○
			（大塔診療所特別会計）	○	○
			保健衛生推進事業【強】	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
2－2 保健サービスの充実					
	2-2-1 成人市民の健康づくりの推進	【FM】健康増進拠点整備事業		●	●
			健康増進イベント事業	○	○
			健康増進事業	○	○
			がん検診推進事業	○	○
			自殺対策事業	○	○
2－3 福祉サービスの充実					
	2-3-1 高齢者福祉の充実		シルバー人材センター補助事業	○	○
			介護予防教室等の開催事業	○	○
			（介護保険特別会計）	○	○
			老人保健福祉計画に係わる事業【強】	○	○
			高齢者福祉推進事業	○	○
			花咲寮管理運営事業【強】	○	○
	2-3-2 地域福祉の充実	【FM】多世代が交流できる拠点づくり事業【強】		●	●
			地域福祉推進事業【強】	○	○
			地域交流事業（健康サロン・元気まつり）	○	○
			社会福祉協議会補助事業【強】	○	○
			障害者デイサービス事業【強】	○	○
			南和協議会運営事業	○	○
			地域包括ケアシステム（全体構想）の構築事業【強】	○	○
			買い物支援事業	○	○
	2-3-3 障害福祉の充実		障害理解促進事業	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			権利擁護推進事業	○	○
			障害福祉サービス事業	○	○
			地域生活支援拠点整備事業【強】	○	○
			児童発達支援センター整備事業【強】		○
	2-3-4 医療給付の制度維持、適正運営による健康増進、生活の質の向上		（国民健康保険特別会計）	○	○
			（後期高齢者医療特別会計）	○	○
2－4 犯罪を許さない社会づくり					
	2-4-1 防犯体制の充実		防犯灯設置補助金事業	○	○
			防犯対策推進事業	○	○
	2-4-2 犯罪被害者支援体制の充実		犯罪被害者支援事業	○	○
2－5 消防・防災体制の充実					
	2-5-1 防災体制の充実	防災拠点施設整備協力事業（陸上自衛隊駐屯地誘致・県広域防災拠点整備協力）【強】		●	●
			急傾斜地崩壊対策事業【強】	○	
			宅地耐震化推進事業	○	○
			河川維持事業【強】	○	
			消防体制強化推進事業	○	○
			自主防災対策事業【強】	○	○
			防災訓練事業【強】	○	○
			防災行政無線事業【強】	○	
			ハザードマップ策定事業【強】	○	
			災害対策用備蓄品等配備事業【強】	○	○
			防災行政無線維持管理事業【強】	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			自主防災会活動推進事業【強】	○	○
			消防施設整備事業【強】	○	○
			消防水利整備事業【強】	○	○
			交通安全施策推進事業	○	○
			災害対策補助事業	○	○
	2-5-2 消防体制および活動の充実	消防団再編事業【強】		●	●
			消防団操法大会出場事業	○	○
			消防団資機材等整備事業【強】	○	○
2－6 多様な価値観に対応した住環境の整備					
	2-6-1 計画的なまちづくりの推進	まちづくり基本計画整備事業		●	●
		地域公共交通対策事業【強】		●	●
			都市計画施設整備事業	○	○
			空き家対策事業（空き家利活用推進事業）	○	○
			地籍調査整備事業	○	○
			五條市道路灯 LED 化事業【強】	○	○
			五条駅周辺地区バリアフリー化推進事業	○	○
			統合型 GIS 整備事業		○
			スマートシティ導入事業		○
			吉野川周辺整備事業	○	○
	2-6-2 快適で安全な住宅の確保		移住体験型住宅事業	○	
			住宅・建築物安全ストック形成事業【強】	○	
			公営住宅等ストック総合改善事業【強】	○	

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			改良住宅ストック総合改善事業【強】	○	
			移住定住推進事業	○	
			住宅管理運営事業	○	○
	2-6-3 火葬場・墓地の確保		【FM】斎場長寿命化事業【強】	○	○
			（墓地事業特別会計）	○	○
	2-6-4 魅力ある公園の充実		五條中央公園拡充整備事業【強】	○	
			（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業	○	○
			上野公園改修整備事業【強】	○	○
			上野公園整備事業【強】	○	
			植栽計画推進事業	○	
			児童遊園地管理運営事業【強】	○	○
			都市公園管理運営事業【強】	○	○
２－７ 上下水道・衛生的な生活環境施設の整備促進					
	2-7-1 安全な水の安定供給		（水道事業会計）【強】	○	○
	2-7-2 生活排水の適切な処理		（下水道事業会計）【強】	○	○
			（農業集落排水事業特別会計）【強】	○	○
	2-7-3 雨水の適切な処理		下水路整備事業【強】	○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月（予定含む）	計画期間
地域防災計画	災害対策基本法	令和３年 11 月	
五條市国民健康保険第 2 期データヘルス計画	国民健康保険法 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	令和２年３月	令和２年４月～令和６年３月

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 （予定含む）	計画期間
五條市国民健康保険 第３期特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針	平成 30 年３月	平成 30 年４月～ 令和６年３月
五條市地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	令和２年３月	令和２年４月～ 令和７年３月
五條市版地域包括ケアシステム全体構想	五條市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 28 年３月	平成 28 年４月～ 令和８年３月
五條市老人保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法	令和６年３月	令和６年４月～ 令和９年３月
第２次五條市障害者計画	障害者基本法第 11 条第３項	平成 29 年３月	平成 29 年４月～ 令和９年３月
五條市障害福祉計画及び障害児福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第１項 児童福祉法第 33 条の 20 第１項	平成 30 年３月	平成 30 年４月～ 令和３年３月
五條市都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の２	令和３年３月	令和３年４月～ 令和 13 年３月
五條市立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条	平成 30 年 12 月	平成 30 年～ 概ね 20 年
奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定		平成 27 年２月	
五條市流域関連公共下水道事業計画	吉野川流域下水道事業	昭和 60 年 10 月	昭和 60 年 10 月 ～ 令和６年３月
五條市公共下水道事業経営戦略	「経営戦略」の策定推進について 平成 28 年１月 26 日総務省通知 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について 平成 31 年３月 29 日総務省通知	令和３年３月 予定	令和３年４月～ 令和 13 年３月
施設の統廃合及び老朽管・耐震化整備事業計画	水道法	平成 30 年４月	平成 31 年～ 令和８年
五條市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第６条第１項	令和３年３月	令和３年４月～ 令和８年３月

第三條　地域資源を活かした産業のまちをつくる

〈SDGs との関係性〉

SDGs の理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連する SDGs のゴールを以下のとおり示します。

〈方向性〉

本市は、西吉野町で民間事業者と連携しながら推進する取り組みを示した「西吉野地区長期活性化プラン」等、五新線を活用し、観光等の産業づくりにつなげる「五新線西吉野城戸エリア周辺整備計画」等の計画を策定しています。また、農林業や商工業等に関しても、第二條で示した「五條市都市計画マスタープラン」等に基づき、取組を推進しています。

地域資源を活かした産業のまちの実現に向け、農林業や商工業の振興や豊かな地域資源を活かした観光・交流等の推進に取り組みます。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
3－1　農林業の振興					
	3-1-1　農林業の振興	ジビエール五條管理運営事業		●	●
		林産物加工施設管理運営事業		●	●
			鳥獣対策事業【強】	○	○
			ふるさと五條市応援寄附金推進事業	○	○
			柿消費拡大事業	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			多面的機能発揮促進事業【強】	○	○
			担い手育成・農地問題解決推進事業【強】	○	○
			基幹水利施設管理事業【強】	○	○
			経営所得安定対策推進事業【強】	○	○
			産地パワーアップ事業【強】	○	○
			林業・木材産業成長産業化促進対策事業【強】	○	○
			農山漁村地域整備交付金事業【強】	○	○
			土地改良事業【強】	○	○
			県営土地改良事業【強】	○	○
			五條市森林整備事業【強】	○	○
			林道補修整備事業【強】	○	○
			林道整備事業【強】	○	○
			農業振興事業【強】	○	○
			林業振興事業【強】	○	○
3－2 商工業の振興					
	3-2-1 商工業の振興		企業誘致等促進事業	○	○
			商工業等活性化事業	○	○
3－3 地域資源の活用と連携による観光・交流の促進					
	3-3-1 観光の振興	【FM】きすみ館大規模改修事業		●	
		地域再生事業（赤谷オートキャンプ場等）【強】			●
			歴史再発見事業	○	○
			観光活性化事業	○	○
			吉野川祭り補助事業	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			【FM】観光施設改修事業【強】	○	○
			【FM】大塔温泉夢乃湯周辺整備事業【強】	○	
	3-3-2 交流の促進	自転車活用推進事業		●	
		【FM】道の駅整備事業		●	●
			地域おこし協力隊事業【強】	○	○
			賑わい創出事業	○	○
			連携都市交流事業	○	○
			各種連携協定関連事業【強】	○	○
			公園利用促進事業	○	○
			関係人口創出事業	○	○
			まちなか交流推進事業	○	○
3－4 地域への誇りを育む歴史資源の保存と活用					
	3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存	五新線活用事業		●	●
		重伝建地区保存事業		●	●
		五條市史編纂事業		●	
			企業版ふるさと納税事業	○	○
			無電柱化推進事業		○
	3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用		町並保存活性化事業	○	○
			博物館展示魅力化事業	○	○
3－5 自然環境の保全と循環型社会の構築					
	3-5-1 清流・山林の保全		治山事業【強】	○	○
	3-5-2 生活環境の維持と保全		スズメバチ駆除事業	○	○
			空家等対策事業（特定空家等）【強】	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			土砂等埋立て等規制対策事業	○	
			浄化槽設置整備事業【強】	○	○
			し尿処理施設周辺環境整備事業	○	○
			環境衛生推進事業	○	○
			斎場管理運営事業【強】	○	○
	3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進	【FM】みどり園跡地利用事業		●	
			ごみ中継施設周辺地域振興事業	○	○
			ごみ減量化・再資源化推進事業	○	○
			市町村食品ロス削減推進事業	○	○
			塵芥処理事業	○	○
	3-5-4 地球温暖化の防止	地球温暖化防止対策事業【強】		●	●

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 （予定含む）	計画期間
五條市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	平成 30 年３月	平成 30 年４月～ 令和６年３月
西吉野地区長期活性化プラン	五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 29 年３月	平成 29 年４月～ 概ね 10 年
五新線西吉野城戸エリア周辺整備計画	五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略 西吉野地区長期化活性化プラン	平成 30 年３月	平成 30 年４月～ 概ね 10 年
五條市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	令和３年３月	令和３年４月～ 令和６年３月
第 2 次五條市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和 5 年 3 月月	令和５年４月～ 令和 10 年３月

第四條　南部地域の交流拠点となるまちをつくる

〈SDGs との関係性〉

SDGs の理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連する SDGs のゴールを以下のとおり示します。

〈方向性〉

本市は、「五條市都市計画マスタープラン」や「五條市立地適正化計画」において、拠点間の交通ネットワークを示すとともに、地域公共交通の活性化に関する具体的な計画として「五條市地域公共交通網形成計画」を策定しています。

これらに基づき、南部地域の交流拠点となるまちの実現に向け、交流を支える公共交通や道路網の維持・充実を図るとともに、交流拠点としての役割を活かした文化・スポーツ交流を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
4－1　地域の交流を支える公共交通網の整備					
	4-1-1　広域公共交通ネットワークの確保		大和二見駅前整備事業【強】	○	
			JR 和歌山線活性化連携事業	○	○
			路線バス運行維持対策事業【強】	○	○
4－2　生活を支える道路網の整備					
	4-2-1　安全な道路交通環境の確保		道路維持修繕事業【強】	○	○
			道路長寿命化事業【強】	○	○
			道路新設改良事業【強】	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
4－3　魅力ある地域情報のネットワーク化					
	4-3-1　新たな情報提供システムの構築	Society5.0 推進事業		●	●
			ドローン活用推進事業	○	○
4－4　芸術文化･スポーツ交流等の促進					
	4-4-1　文化･スポーツ交流の促進		文化･社会教育等推進事業	○	○
			中央公民館利用団体連絡協議会補助事業	○	○
			スポーツ振興事業	○	○
			各種大会事業	○	○
			【FM】地区公民館等整備事業【強】	○	○
			【FM】スポーツ施設整備事業【強】	○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月（予定含む）	計画期間
五條市地域公共交通計画（第２次ゴーちゃん交通計画）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	令和４年３月	令和４年４月～令和９年３月

第五條　すべての人が社会参加するまちをつくる

〈SDGs との関係性〉

SDGs の理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連する SDGs のゴールを以下のとおり示します。

〈方向性〉

本市は、すべての人が地域コミュニティ活動やまちづくりに参画できるまちをめざし、「第 2 次五條市男女共同参画計画」や「五條市人権施策に関する基本計画」を策定しています。また、財源や人的資源に限りがある中で市民ニーズに対応できるよう、行政運営の効率化を推進するために「(仮称)五條市行政改革プログラム～第 4 次五條市行政改革大綱～」や「公共施設等総合管理計画」を策定しています。

これらに基づき、すべての人が社会参加するまちを実現するために、行政情報の提供や活動の場づくりを推進するとともに、これらを推進するために公共施設の行政サービスの効率化や公共施設の戦略的な維持管理・更新等により、行政運営の効率化をめざします。

また、デジタル化社会に向けては、全ての市民が社会参加するための手段の一つとして、DX（デジタル・トランス・フォーメーション）を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
5－1　すべての人の生きがいづくりと社会参画の推進					
	5-1-1　男女共同参画社会の推進		男女共同参画推進事業	○	○
	5-1-2　人権意識の高揚		人権啓発事業	○	○
			社会人権教育振興事業	○	○
			障害者の社会参加促進事業	○	○
			人権施策推進事業	○	○

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			更正支援事業	○	○
5－2　行政運営の効率化、窓口サービスの充実					
	5-2-1　効率的・効果的な行財政運営の推進	地方創生推進事業【強】		●	
		DX 推進事業【強】		●	●
			マイナンバーカード交付促進事業	○	
			マイナンバーカード利用促進事業	○	○
			公文書整理保存手法等検討事業	○	○
			【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】	○	○
			効率的・効果的な行財政運営推進事業	○	○
			財産管理運営事業	○	○
			庁舎管理事業	○	
			【FM】公共施設管理適正化事業【強】	○	○
	5-2-2　窓口サービスの充実		RPA 導入検討事業		○
5－3　開かれた市政、市民参画の促進					
	5-3-1　行政情報の充実		広報紙発行事業	○	○
			メディア活用広報事業	○	○
			個人情報保護制度運用検討等事業	○	○
	5-3-2　参画機会の拡大		パブリックコメント制度導入事業	○	○
5－4　市民活動の創出					
	5-4-1　市民活動の支援	【FM】庁舎跡地整備事業【強】		●	●
		【FM】市民会館大規模改修事業【強】		●	●
			【FM】野原東住民センター改修事業【強】	○	○
			【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】	○	

主要施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			【FM】社会教育施設整備事業【強】	○	○
			【FM】地域体育施設整備事業【強】	○	○
			元気なまちづくりチャレンジ補助事業	○	
			市外公共施設活用助成事業	○	○
	5-4-2 コミュニティ活動の活性化	大塔ライフハウスプロジェクト事業（福祉・芸術・農林業の連携による大塔地区再生事業）【強】		●	●
			自治振興補助事業【強】	○	○
			集会所整備事業【強】	○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月（予定含む）	計画期間
第 4 次五條市行政改革大綱	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（平成 9 年） 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成 17 年 3 月 29 日総務省）	平成 30 年度	平成 31 年 4 月～令和 5 年 3 月
公共施設等総合管理計画	インフラ長寿命化基本計画（平成 25(2013)年 11 月 29 日に閣議決定） 第 5 次五條市総合計画 五條市行政改革大綱	平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月～令和 28 年 3 月
第 2 次五條市男女共同参画計画	第 4 次男女共同参画基本計画（内閣府） 第 3 次奈良県男女共同参画計画 男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 31 年 3 月	平成 31 年 4 月～令和 11 年 3 月
五條市人権施策に関する基本計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	令和 6 年 3 月	令和 6 年 4 月～必要に応じて見直し

V 総合戦略

第14章 プロジェクトとビジョン事業の関係性

総合戦略では、以下に示すように、地方創生を目指し複数のビジョン事業を組み合わせたプロジェクトを推進することで、『「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』を実現していきます。

第15章 基本的な考え方

（1） 計画の位置づけ

本市においては、国が定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、並びに「奈良県地方創生総合戦略」を踏まえ、平成 27 年 10 月に「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、五條市の地方創生の推進に向けて取り組んできました。

今回、総合計画と総合戦略を一体の計画として「五條市ビジョン」を策定いたしますが、「まち」「ひと」「しごと」の創生に向け、官民連携により、分野横断的に取り組む具体的なプロジェクトを「総合戦略」として位置づけることとします。

（2） 計画の基本目標

五條市総合戦略は、総合計画と一体の計画（五條市ビジョン）として、市の目指す方向性を示すものです。そのため、五條市総合戦略の基本目標は、国の４つの基本目標を踏まえ、総合計画の基本理念と同じものを設定します。

第五條については、これら基本目標を下支えするものとして位置づけます。

第三條と第四條については、特に相互連携に留意して取り組むものとします。

国の基本目標	五條市の基本目標
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	第一條　子どもを育てたいまちをつくる
時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	第二條　安心して定住できるまちをつくる
地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	第三條　地域資源を活かした産業のまちをつくる
地方への新しいひとの流れをつくる	第四條　南部地域の交流拠点となるまちをつくる

下支えするものとして位置づけ

第五條　すべての人が社会参加するまちをつくる

第16章 プロジェクトと国の方針との関係性

総合戦略に位置づけるプロジェクトとしては、内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」において位置づけられた、第 2 期総合戦略における新たな視点に該当するプロジェクトを選定しました。

■第２期における新たな視点

（１） 地方へのひと・資金の流れを強化する	・地方移住を直接促す取り組みに加え、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。
（２） 新しい時代の流れを力にする	・未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置づけ、これを強力に推進していく。 ・多様なステークホルダーの連携による地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」の形成を進めていく。
（３） 人材を育て活かす	・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、その掘り起こしや育成、活躍を地方創生の重要な柱として位置づけ、取組を強化する。
（４） 民間と協働する	・地方公共団体を主体とする取組に加え、民間の主体的な取組とも連携を強化することにより、地方創生を充実・強化する。
（５） 誰もが活躍できる地域社会をつくる	・一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現が求められている。こうした地域社会を実現するためには、互助、共助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティの形成が重要となる。
（６） 地域経営の視点で取り組む	・地域の強みを最大限に活用して地域外市場から稼ぐ力を高め、地域内において効率的な経済循環を創り出す。 ・地域経営の視点を持ち、地域の経済社会構造全体を俯瞰して、中長期的なビジョンに基づく地域マネジメントに取り組む必要がある。

■各プロジェクトと国の方針との関係性

戦略プロジェクト	第 2 期における新たな視点					
	（１） 地方へのひと・資金の流れを強化する	（２） 新しい時代の流れを力にする	（３） 人材を育て活かす	（４） 民間と協働する	（５） 誰もが活躍できる地域社会をつくる	（６） 地域経営の視点で取り組む
① 子ども・子育て支援	○	○				
② 女性定住促進	○		○		○	
③ 地域商社推進	○	○	○	○	○	○
④ 関係人口創出	○					
⑤ 地域コミュニティ活性化			○	○	○	

第17章 基本目標における数値目標の設定

下記のとおり、基本目標ごとに目指す数値目標を設定します。

五條市の基本目標	戦略プロジェクト	目標指標	目標値	単位
第一條 子どもを育てたいまちをつくる	① 子ども・子育て支援	子ども女性比	0.160 （令和６年）	－
第二條 安心して定住できるまちをつくる	② 女性定住促進	女性人口の 社会増減	0 （令和５年→令和６年）	人
第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる	③ 地域商社推進	地域商社の 新規事業数	4 （令和６年）	件
第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる	④ 関係人口創出	ふるさと納税 「体験型返礼品」 申込件数	100 （令和５年度）	件
第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる	⑤ 地域コミュニティ活性化	地域防災組織による 防災訓練参加者数	810 （令和５年度）	人

第18章 プロジェクトの概要

（１）子ども・子育て支援プロジェクト

基本的方向性

本市の子ども女性比は非常に低く、出生数は年々減少しており、高齢化率の上昇に伴う死亡数の増加により、自然減の状態が続いています。このような状況を改善するためには、若い世代がより多くの子どもを生みたい・育てたいと思える環境をつくることが必要です。

このような状況を打開すべく、保育サービスの充実や子どもたちへのより良い教育環境づくりに取り組み、子どもを生み、育てやすい環境づくりを推進します。

事業展開イメージ

●幼児教育・保育の環境を整える

親が子どもを預けて安心して働けるよう、また、必要な時に気軽に子どもを預けられるよう多様な保育サービスの充実

- 認定こども園整備

●教育の環境を整える

子どもたち一人ひとりが、必要な基礎学力を身に付け、自ら考え行動できる人となる教育環境の整備

- 学童保育所施設整備
- ICT 教育推進
- 小中学校の規模・配置適正化

数値目標

本市の子ども女性比は、奈良県や国の値を下回っていますが、近年は微増傾向にあります。

今後も、子育て関連の支援施策等の推進により、子ども女性比※の微増傾向を継続させることを目標とし、5 年後における目標値は 0.160 と設定します。

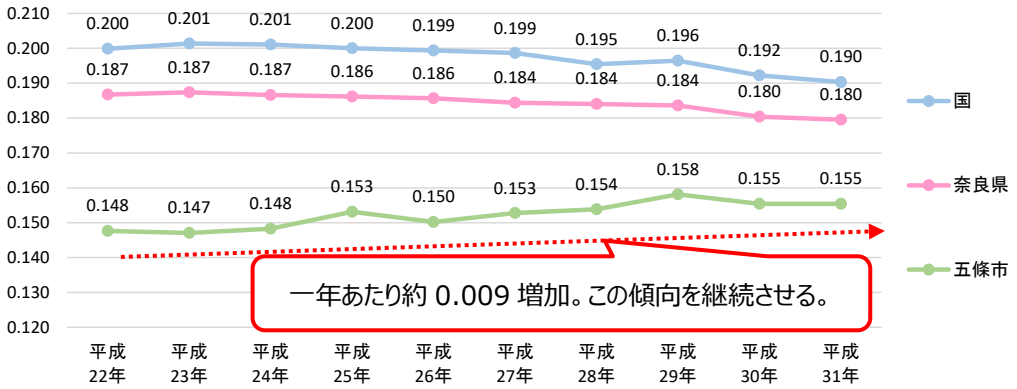

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」
子ども女性比の推移

※子ども女性比とは、ある年の 0-4 歳の人口（男女計）を、同年の 15-49 歳女性人口で割った値。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標名	現状値（H30）	目標値（R6）
①幼児教育・保育の環境を整える ：公立認定こども園園児数	― （未整備）	295 人
②教育の環境を整える ：教育情報端末機器の整備率	3.8%	100%

※参考：H30 年度　公立保育所園児：356 人・公立幼稚園児：69 人

関連事業

関連事業	ビジョン事業との関係性
①幼児教育・保育の環境を整える	
認定こども園整備事業	第一條
認定こども園管理運営事業	第一條
②教育の環境を整える	
放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業	第一條
ICT 教育推進事業	第一條
小中学校の規模・配置適正化事業	第一條
西吉野農業高校魅力化推進事業	第一條

（２）女性定住促進プロジェクト

基本的方向性

本市においては、進学や就職に伴う若者の流出が問題となっており、それに伴い出生数も減少するという悪循環に陥っています。このような状況下においては、人口減少に歯止めをかける上で、女性の流入促進、流出抑制に取り組むことは非常に重要です。

そのため、家庭と仕事の両立支援や就業・起業支援、移住定住支援等、女性が活躍できる環境の整備により、女性の定住促進に取り組みます。

事業展開イメージ

女性が就業しやすい環境づくり

●家庭と仕事の両立支援

働きながらであっても子育てしやすい環境を整備

- 男性の介護・育児への参画促進
- 子育て支援サービスの充実

●活躍できる機会の創出

「働く」に至るまでのトライアルとして、地域のなかで女性として活躍できる場や機会を創出

- 企業と連携した女性の人材活用
- 奨学金返還支援による活躍の場の創出

住まいの支援

●移住定住支援

本市で暮らしたい・働きたい女性のための移住定住支援

- 移住体験型施設住宅の整備
- 空き家の改修への補助制度の整備

●女性の起業支援

女性ならではの感性やライフスタイルを生かした起業の支援

- 空き家を活用した働く場の整備促進
- 起業家ネットワークの整備

●女性の就業環境の改善

女性のライフステージに合わせた就業環境の改善

- 企業と連携した労働環境の改善
- 事業主を対象としたセミナー等の開催

数値目標

近年、女性の純移動数はマイナスの状況が続いており、平成 29 年→平成 30 年においては、-136 人となっています。各種施策の推進により、社会減の状態を改善し、5 年後に女性の純移動数を「0 人」とすることを目指します。

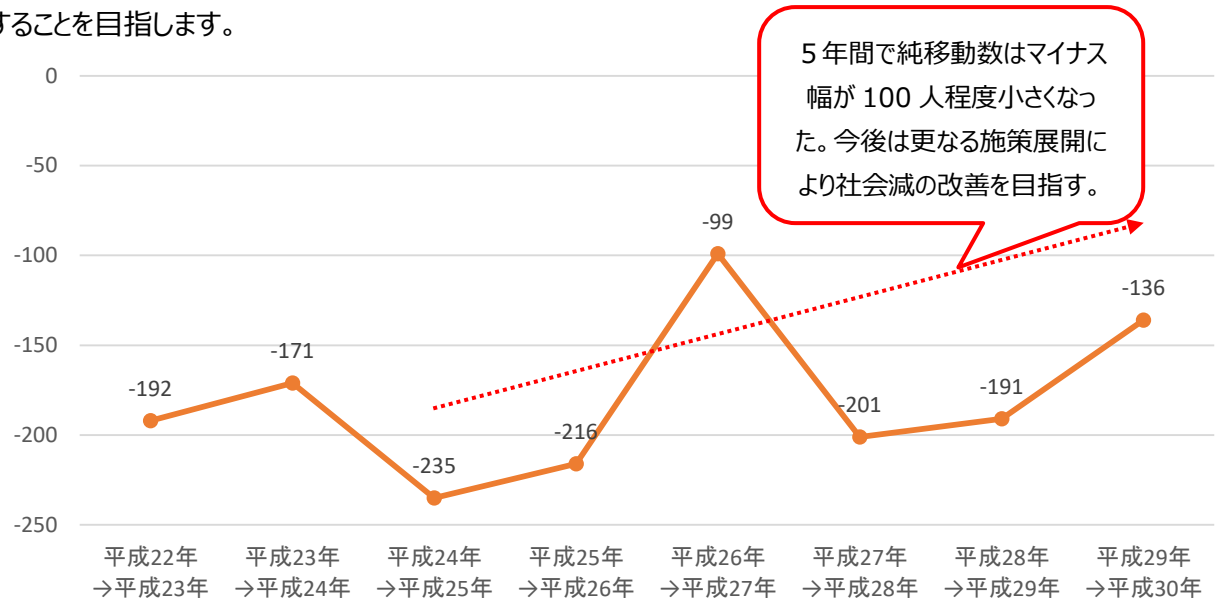

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

女性の純移動数

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標名	現状値（H30）	目標値（R6）
①女性が就業しやすい環境づくり ：奨学金返還支援利用者のうち女性の利用者数	― （未実施）	20 人
②住まいの支援：空き家情報バンクを利用した女性転入者数	― （未実施）	6 人

関連事業・主体

関連事業	ビジョン事業との関係性
①女性が就業しやすい環境づくり	
男女共同参画推進事業	第五條
奨学金返還支援事業	第一條
企業誘致等促進事業	第三條
②住まいの支援	
空き家対策事業（空き家利活用推進事業）	第二條
移住体験型住宅事業	第二條
移住定住推進事業	第二條

（３）地域商社推進プロジェクト

基本的方向性

本市においては、平成 29 年３月に五條市内の民間事業者が参画する「五條市地域・産業ブランド推進協議会」を設立し、市内にある地域資源を最大限に活用し、産業振興や雇用促進につなげるための事業や地域ブランドを高めるための方策を検討しています。

さらに、令和 2 年度には、地域連携の核となる組織として一般財団法人大塔ふる里センターを母体に、「五條市地域商社」を設立しました。

本プロジェクトにおいては、市と地域商社で連携しながら、地域資源を活かした産業振興を進めます。

事業展開イメージ

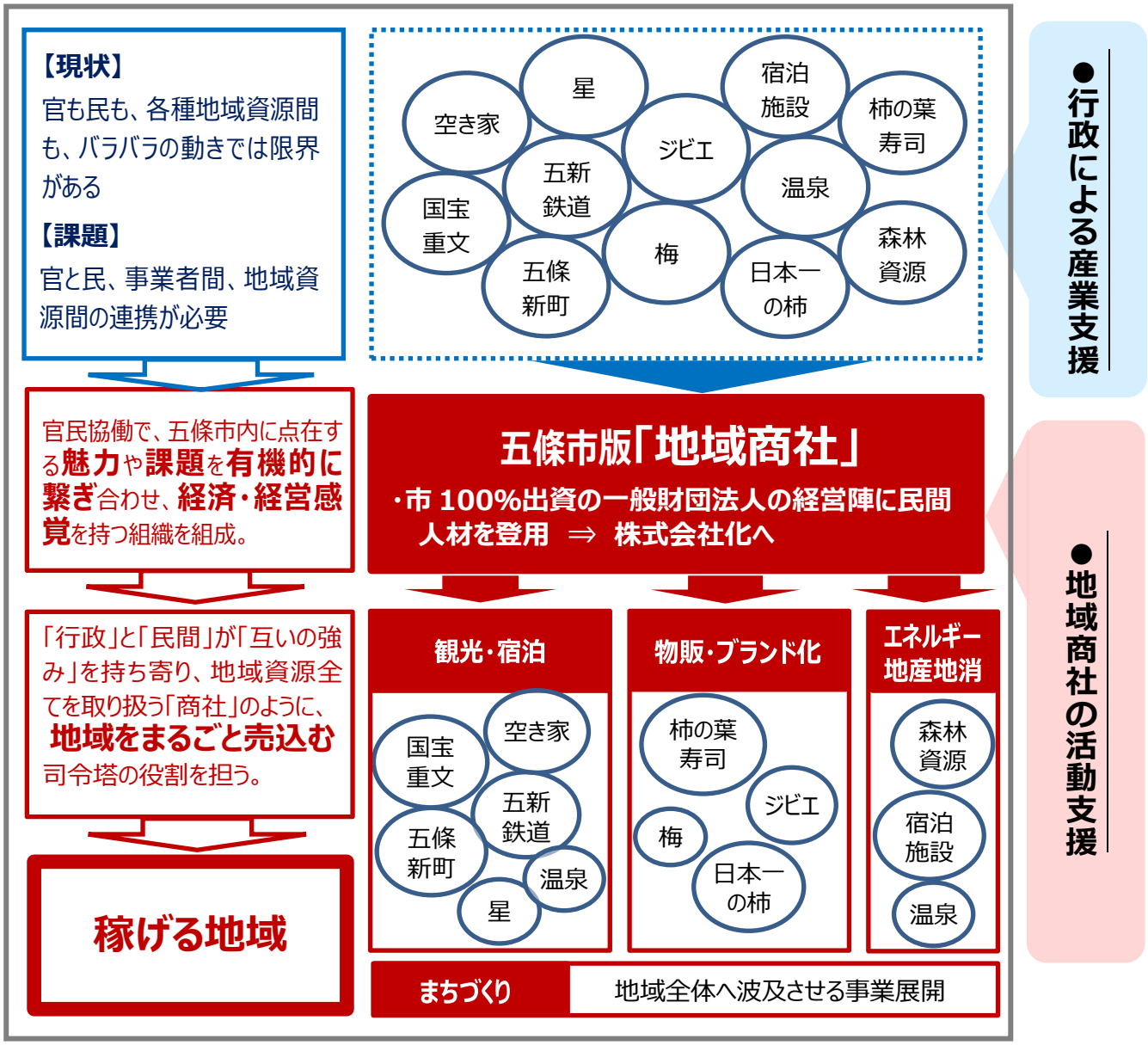

数値目標

地域資源を活かした産業振興に向け、今後設立を予定している地域商社において、「観光・宿泊部門」「物販・ブランド化部門」「まちづくり部門」「エネルギー地産地消部門」のそれぞれにおいて一つ以上の事業を立ち上げることで、５年後に地域商社の新規事業数を「４以上」とすることを目指します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標名	現状値（H30）	目標値（R6）
①地域商社の活動支援 ：地域商社が連携する組織（企業、団体等）数	― （地域商社未設置）	５組織
②行政による産業支援 ：ジビエール五條及び五條市林産物加工施設における販売収入額	ジビエール五條 ：11,882 千円 林産物加工施設 ：―（未整備）	ジビエール五條 ：15,000 千円 林産物加工施設 ：64,000 千円

関連事業

関連事業	ビジョン事業との関係性
①地域商社の活動支援	
地方創生推進事業（地域商社）	第五條
きすみ館大規模改修事業	第三條
観光施設改修事業	第三條
大塔温泉夢乃湯周辺整備事業	第三條
②行政による産業支援	
ジビエ―ル五條管理運営事業	第三條
林産物加工施設管理運営事業	第三條

（４）関係人口創出プロジェクト

基本的方向性

人口減少、少子高齢化が進展する中、定住までは至らなくとも、五條市に継続的に関わる「関係人口」と呼ばれる地域外の方が地域づくりに参画することで、担い手不足などの問題を解決することが期待されます。

本市においては、豊かな地域資源を守り、活用する取組を展開することで他都市との違いを明確にし、本市の様々な活動に興味を持って参画してくれる関係人口の創出につなげます。

事業展開イメージ

●地域との関わりを創る

これから地域に関わりを持ちたいと考える人たちのニーズをとらえた取り組みの推進

- 伝統的建造物群保存地区の保存
- 五新線の活用推進

関係人口の増大

定住していなくても
地域を支える担い手として
活躍する人材を増やす

●地域と関わりを深める

これまで地域との関わりがあった人達を対象に、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供

- ふるさと納税の推進

●地域との関わりを広げる

地域の資源や仕組みを活かし、新たな関係人口拡大に向けた取り組みの推進

- 関連自治体との連携事業の推進
- 自転車での観光促進

数値目標

関係人口とは、市内に住む定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。

数値目標については、関係人口増加の入口となり得る、ふるさと納税「体験型返礼品」の申込件数とし、平成 30 年度の実績である 25 件から、5 年後には 100 件以上となることを目指します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標名	現状値（H30）	目標値（R6）
①地域との関わりを創る ：五新線活用イベント実施数	3 件	6 件
②地域と関わりを深める ：ふるさと納税件数	3,683 件	6,000 件
③地域との関わりを広げる ：関連自治体との連携事業数	4 件	6 件

関連事業

関連事業	ビジョン事業との関係性
①地域との関わりを創る	
五新線活用事業	第三條
重伝建地区保存事業	第三條
②地域と関わりを深める	
ふるさと五條市応援寄附金推進事業	第三條
③地域との関わりを広げる	
自転車活用推進事業	第三條
連携都市交流事業	第三條

（５）地域コミュニティ活性化プロジェクト

基本的方向性

地域コミュニティは、伝統行事の担い手の確保や市民同士の見守りによる防犯性の向上、災害発生時等の緊急時の互助・共助の取組等、市民生活において多岐にわたってその役割が期待されています。

しかしながら、本市においては特に中山間地域を中心に、人口減少や少子高齢化が進み、地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対し、市民活動に対する支援の充実や、事業者等と連携した分野間連携による取組の展開等により、衰退しつつある地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

事業展開イメージ

●分野間連携による

新しいコミュニティの場づくり

事業者等と連携し、福祉・芸術・農林業が連携したコミュニティの場を整備

- 大塔ライフハウスプロジェクト

●既存のコミュニティ活動の活性化

自治会や防災活動等の既存のコミュニティ活動の支援や活動の場の整備

- 自治連合会活動支援
- 元気まつり・健康サロンの継続開催
- 文化・社会教育・スポーツの推進

地域コミュニティの活性化

地域の方々が互いに支え合い、伝統行事の担い手確保や安心・安全な地域づくり等、様々な課題を解決していく

●防災・防犯体制の充実

安心・安全なまちづくりを支援

- 防犯灯 LED 化促進
- 自主防災会の活動推進

●地域とともにある学校づくり

学校と市民等がともに学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの体制づくり

- 学校・地域パートナーシップ

数値目標

地域コミュニティの活性化に資する各種取組の展開により、地域防災力の向上への意識が高まることが期待されます。これを図る指標として、地域防災組織による防災訓練参加者数を位置づけます。

平成 30 年度における防災訓練参加者数は 540 人であり、今後 5 年間で 1 割ずつ増加させることを目標とし、5 年後における目標値は 810 人と設定します。

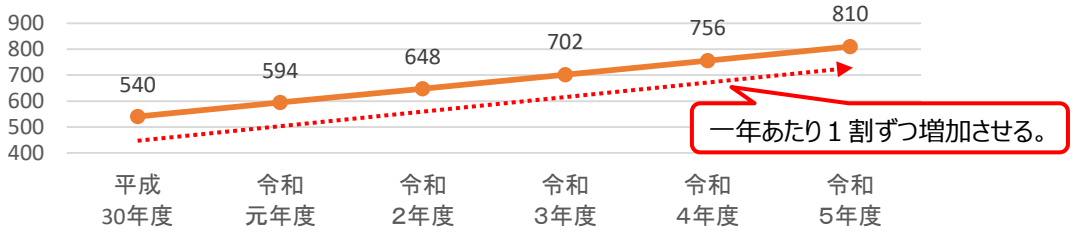

地域防災組織による防災訓練参加者数目標

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標名	現状値（H30）	目標値（R6）
①分野間連携による新しいコミュニティの場づくり：大塔ライフハウス施設利用者数	0 人	145 人
②既存のコミュニティ活動の活性化：公民館活動（自主クラブ・サークル活動）数	253 団体	253 団体（維持）
③防犯体制の充実：ＬＥＤ防犯灯整備率	15.8%	70%
④地域とともにある学校づくり：学校と地域の協働活動回数（見守り活動・読み聞かせ・学校運営協議会等を含む）	1 校平均 106 回	1 校平均 115 回

関連事業

関連事業	ビジョン事業との関係性
①分野間連携による新しいコミュニティの場づくり	
大塔ライフハウスプロジェクト事業（福祉・芸術・農林業の連携による大塔地区再生事業）	第五條
②既存のコミュニティ活動の活性化	
自治振興補助事業	第五條
自主防災会活動推進事業	第二條
地域交流事業（健康サロン・元気まつり）	第二條
文化・社会教育等推進事業	第四條
スポーツ振興事業	第四條
③防犯体制の充実	
防犯灯設置補助金事業	第二條
④地域とともにある学校づくり	
学校・地域パートナーシップ事業	第一條

国土強靭化地域計画　別表

五條市国土強靭化地域計画　別表１

「別表１」では、Ⅲ国土強靭化地域計画　第１２章「施策ごとの推進方針」）と、Ⅳビジョン事業　第１３章「ビジョン事業」のうち「強」の記載がある個別の事業との関連性を表しています。
※　対象事業名（ビジョン事業）が空欄になっている項目についても、他の様々な取組により国土強靭化地域計画が推進されます。

（令和４年９月 28 日　現在）

１地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	対象事業名（ビジョン事業）
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者の発生	
1　住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げにつながることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。	【FM】認定こども園整備事業【強】　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】 小中学校長寿命化事業【強】 住宅・建築物安全ストック形成事業【強】 公営住宅等ストック総合改善事業【強】 改良住宅ストック総合改善事業【強】【FM】斎場長寿命化事業【強】【FM】観光施設改修事業【強】 空家等対策事業（特定空家）【強】【FM】地区公民館等整備事業【強】【FM】スポーツ施設整備事業【強】【FM】新庁舎建設事業【強】【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】【FM】市民会館大規模改修事業【強】【FM】野原東住民センター改修事業【強】【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】【FM】社会教育施設整備事業【強】【FM】地域体育施設整備事業【強】
2　地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。	
3　地域の実情を踏まえ、市民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。	消防団再編事業【強】
4　消防関係車両の定期的更新を図る。	消防施設整備事業【強】 消防団資機材等整備事業【強】
5　消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。	消防施設整備事業【強】（再掲）　消防団資機材等整備事業【強】（再掲）　消防団操法大会出場事業
6　消防水利の充実を図る。	消防水利整備事業【強】
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	
1　洪水ハザードマップを作成し、周知する。	ハザードマップ策定事業【強】（再掲）
2　洪水発生多発地域の確認と市民への連絡体制を確立する。	
3　国、県と共に内水対策を促進する。	
4　河川の維持管理に努める。	河川維持事業【強】
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	
1　土砂災害ハザードマップを作成する。	ハザードマップ策定事業【強】
2　土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。	
3　県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。	地域再生事業（赤谷オートキャンプ場等）【強】
4　土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。	
5　急傾斜地の崩壊を防止する対策を図る。	急傾斜地崩壊対策事業【強】 地域再生事業（赤谷オートキャンプ場等）【強】（再掲）
6 大規模盛土造成地における崩壊などの防災対策を図る	宅地耐震化推進事業【強】
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	
1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。	
2　避難所での良好な生活環境の確保に努める。	
3　防災行政無線の維持管理に努める。	防災行政無線事業【強】 防災行政無線維持管理事業【強】
4　Ｊアラート等の更新、維持管理に努める。	
5　緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。	
6　自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）	自主防災対策事業【強】 自主防災会活動推進事業【強】
7 住民への情報伝達手段の多様化に努める。	DX 推進事業【強】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施			対象事業名（ビジョン事業）
	2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止		
		1　住民に災害発生後１週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】
		2　非常食及び飲料水の備蓄を進める。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲）
		3　物資支援に係る協定の拡充を図る。	各種連携協定関連事業【強】
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
		1　住民に災害発生後１週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲）
		2　非常食及び飲料水の備蓄を進める。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲）
		3　災害時応援協定の拡充を図る。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
		4　国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】 道路長寿命化事業【強】 道路新設改良事業【強】 保健衛生事業【強】
		5　市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯 LED 化事業【強】 道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
		6　消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断		
		1　災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。	
		2　消防団組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	消防施設整備事業【強】（再掲） 消防団資機材等整備事業【強】（再掲） 消防団操法大会出場事業（再掲）
		3　自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲）
		4　自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】
		5　陸上自衛隊駐屯地の誘致を推進する。	
		6　県が実施する大規模防災拠点の整備に協力する。	防災拠点施設整備協力事業（陸上自衛隊駐屯地誘致・県広域防災拠点整備協力）【強】
	2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶		
		1　国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
		2　市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯 LED 化事業【強】（再掲） 道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】
		3　長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
		4　消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	
		5　各医療機関や医師会等各種団体と連携体制の構築に努める。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
		6　各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】（再掲）
		7　五條市社会福祉協議会や五條市介護事業所協議会等各種団体と国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。	
	2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生		
		1　疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化について「避難所運営マニュアル」の作成に努める。	
		2　避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	
		3　自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲）
		4　災害時の利用が想定される公衆トイレの整備を進める。	大和二見駅前整備事業【強】

3　市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	対象事業名（ビジョン事業）
3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	
1　毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。	防災訓練事業【強】（再掲）
2　職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。	防災訓練事業【強】（再掲）
3　業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。	【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　DX 推進事業【強】（再掲）
4　災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。	【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　DX 推進事業【強】（再掲）
5　重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）　【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】　学校給食センター管理運営事業【強】　花咲寮管理運営事業【強】　斎場管理運営事業【強】
6　蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）　【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】（再掲）　花咲寮管理運営事業【強】（再掲）　斎場管理運営事業【強】（再掲）
3-2 被災による治安の悪化	
1　警察等と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】（再掲）
2　平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。	
3　各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。	自主防災対策事業【強】（再掲）　自主防災会活動推進事業【強】（再掲）
4　県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。	防災訓練事業【強】（再掲）
3-3 サプライチェーンの寸断等により企業の生産力低下による地域経済の疲弊	
1　災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
2　耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
3　地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。	
4　事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。	
3-4 食料等の安定供給の停滞	
1　緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靭化と整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）

		2　食料等物資提供の協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
		3　物資輸送等に係る協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
		4　消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	

4　ライフラインの確保			**対象事業名（ビジョン事業）**
	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止		
		1　重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】（再掲）　学校給食センター管理運営事業【強】（再掲）　花咲寮管理運営事業【強】（再掲）　斎場管理運営事業【強】（再掲）
		2　蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】（再掲）　花咲寮管理運営事業【強】（再掲）　斎場管理運営事業【強】（再掲）
		3　専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態		
		1　全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。	
		2　防災行政無線について、緊急時でも 72 時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。	防災行政無線事業【強】（再掲）　防災行政無線維持管理事業【強】（再掲）
		3　避難所、学校、保育所などの施設等に戸別受信機を設置する。	
	4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
		1　道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
		2　上水道施設の耐震化を進める。	（水道事業会計）【強】
		3　農業・林業集落施設の耐震化を推進する。	（農業集落排水事業特別会計）【強】
		4　事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。	

4-4 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止		
	1　重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】（再掲）　学校給食センター管理運営事業【強】（再掲）　花咲寮管理運営事業【強】（再掲）　斎場管理運営事業【強】（再掲）
	2　蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲）　【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】（再掲）　【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲）　小中学校長寿命化事業【強】（再掲）　【FM】観光施設改修事業【強】（再掲）　【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲）　【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎建設事業【強】（再掲）　【FM】新庁舎事務等機能移転事業【強】（再掲）　【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）　【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲）【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲）　【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲）　【FM】社会教育施設整備事業【強】（再掲）　【FM】地域体育施設整備事業【強】（再掲）　認定こども園管理運営事業【強】（再掲）　花咲寮管理運営事業【強】（再掲）　斎場管理運営事業【強】（再掲）
	3　ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】　（再掲）
4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止		
	1　上水道施設の耐震化を進める。	（水道事業会計）【強】（再掲）
	2　自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。	（水道事業会計）【強】（再掲）
	3　緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。	（水道事業会計）【強】（再掲）
	4　水道復旧用資材を備蓄する。	（水道事業会計）【強】（再掲）
4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	1　農業集落排水処理施設の耐震化を進める。	（農業集落排水事業特別会計）【強】（再掲）
	2　避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	
	3　清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
	4　下水道施設の耐震化を進める。	（下水道事業会計）【強】 下水路整備事業【強】
	5　災害に強い浄化槽の整備に対して支援を行う。	浄化槽設置整備事業【強】
4-7 地域交通ネットワークが分断する事態		
	1　国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
	2　市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯 LED 化事業【強】 道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
	3　道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化。	地域公共交通対策事業【強】 路線バス運行維持対策事業【強】 道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）

5　二次災害の防止	対象事業名（ビジョン事業）
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	
1　風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。	
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生	
1　貯水池やため池の改修や点検に努める。	土地改良事業【強】 県営土地改良事業【強】
2　ため池ハザードマップを策定する。	土地改良事業【強】（再掲）
5-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大	
1　間伐等により森林整備・保全することで、機能を維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。	林業・木材産業成長産業化促進対策事業【強】 五條市森林整備事業【強】 【FM】大塔温泉夢乃湯周辺整備事業【強】 治山事業【強】 林業振興事業【強】
2　農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。	多面的機能発揮促進事業【強】 担い手育成・農地問題解決推進事業【強】 基幹水利施設管理事業【強】 経営 所得安定対策推進事業【強】 産地パワーアップ事業【強】 土地改良事業【強】（再掲） 県営土地改良事業【強】（再掲） 農山漁村地域整備交付金事業【強】 五條市森林整備事業【強】（再掲） 林道補修整備事業【強】 林道整備事業【強】 農業振興事業【強】
3　鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。	鳥獣対策事業【強】

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	対象事業名（ビジョン事業）
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
1　災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。	
2　一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。	空家等対策事業（特定空家）【強】（再掲）
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
1　市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。	地域おこし協力隊事業【強】
2　要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。	老人保健福祉計画に係わる事業【強】 地域福祉推進事業【強】 社会福祉協議会補助事業【強】 障害者デイサービス事業【強】 地域包括ケアシステム（全体構想）の構築事業【強】 地域生活支援拠点整備事業【強】 児童発達支援センター整備事業【強】
3　各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲）
4　防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。	
5　学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。	防災訓練事業【強】（再掲）
6　自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。	老人保健福祉計画に係わる事業【強】（再掲） 【FM】多世代が交流できる拠点づくり事業【強】 地域福祉推進事業【強】（再掲） 社会福祉協議会補助事業【強】（再掲） 地域包括ケアシステム（全体構想）の構築事業【強】（再掲） 地域生活支援拠点整備事業【強】（再掲） 自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲） 自治振興補助事業【強】 集会所整備事業【強】
7　地域コミュニティの形成を図るため、公園の遊具、施設の改築更新を促進する。	五條中央公園拡充整備事業【強】 上野公園改修整備事業【強】 上野公園整備事業【強】 児童遊園地管理運営事業【強】 都市公園管理運営事業【強】

		8　地域コミュニティの拠点となる施設を整備する。	地方創生推進事業【強】【FM】庁舎跡地整備事業【強】 大塔ライフハウスプロジェクト事業（福祉・芸術・農林業の連携による大塔地区再生事業）【強】
	6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
		1　国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
		2　市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯 LED 化事業【強】 道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
		3　長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。	道路維持修繕事業【強】（再掲）　道路長寿命化事業【強】（再掲）　道路新設改良事業【強】（再掲）
		4　交通関係、運送業者との協定の締結を図る。	地域公共交通対策事業【強】（再掲）　各種連携協定関連事業【強】（再掲）

五條市国土強靭化地域計画　別表２

「別表２」では、「別表１」で関連付けられた個別の「ビジョン事業」のうち、国土強靭化地域計画における「要件化」の条件を満たす必要がある事業について、その事業内容を掲載しています。

令和４年９月

No, 1

事　業　名	道路維持修繕事業【強】		
担当部署	都市整備部　土木管理課		
国土強靭化地域計画区分	２－２－４		
五條市ビジョン事業区分	４－２－１		
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道北曽木線 西吉野町北曽木地内	Ł=60m 法面対策工	令和２年～令和６年	90,000 千円
市道車谷湯谷市塚線 車谷町地内	Ł=50m 法面対策工	令和２年～令和５年	80,000 千円
市道森上西新子線 西吉野町平沼田地内	Ł=70m 法面対策工	令和２年～令和５年	90,000 千円

No,2

事　業　名	道路新設改良事業【強】		
担当部署	都市整備部　土木管理課		
国土強靭化地域計画区分	２－２－４		
五條市ビジョン事業区分	４－２－１		
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道旧岡中線 岡口１丁目～岡町地内	Ł=700m 道路拡幅	令和２年～令和８年	500,000 千円
市道岡口３号線 岡口２丁目～岡町地内	Ł=270m 道路拡幅	令和２年～令和７年	100,000 千円
市道北部幹線ほか （通学路安全対策）	舗装・区画線等	令和２年～令和８年	40,000 千円
市道大津相谷線 上野町地内	Ł=400m 浸水対策・道路拡幅	令和２年～令和６年	400,000 千円
市道東阿田西阿田線 東阿田町～西阿田町	Ł=800m バイパス道路新設	令和３年～令和 10 年	450,000 千円

市道野原滝線 野原西５丁目地内	L=100m 道路拡幅	令和３年～令和５年	40,000 千円

No,3

事　業　名	道路長寿命化事業【強】		
担当部署	都市整備部　土木管理課		
国土強靭化地域計画区分	２－２－４		
五條市ビジョン事業区分	４－２－１		
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
橋梁定期点検 市内一円	N=400 橋 定期点検　80 橋/年	令和２年～令和６年	200,000 千円
橋梁修繕 市内一円	N=47 橋 橋梁補修	令和２年～令和 12 年	550,000 千円
トンネル点検 神野百谷線ほか	N=9 トンネル 定期点検	令和６年～5 年毎	20,000 千円
トンネル修繕 神野百谷線ほか	N=9 トンネル トンネル修繕	令和３年～令和 10 年	30,000 千円

No,4

事　業　名	五條市道路灯ＬＥＤ化事業【強】		
担当部署	都市整備部　土木管理課		
国土強靭化地域計画区分	２－２－５		
五條市ビジョン事業区分	２－６－１		
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道岡中線ほか 市内一円	街路灯ＬＥＤ化	令和２年～令和 11 年	82,000 千円

No,5

事　業　名	住宅･建築物安全ストック形成事業【強】		
担当部署	都市整備部　建築住宅課		
国土強靭化地域計画区分	１－１－１		
五條市ビジョン事業区分	２－６－２		
詳細事業名	内容	事業期間	事業費

住環境整備事業	地域の生活空間の安全確保を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	令和３年４月１日 ～令和８年３月 31 日	12,500 千円

No,6

事　業　名	公営住宅等ストック総合改善事業【強】		
担当部署	都市整備部　建築住宅課		
国土強靭化地域計画区分	１－１－１		
五條市ビジョン事業区分	２－６－２		
詳細事業名	内容	事業期間	事業費
地域住宅計画に基づく事業	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。	令和３年４月１日 ～令和８年３月 31 日	30,000 千円

No,7

事　業　名	改良住宅ストック総合改善事業【強】		
担当部署	都市整備部　建築住宅課		
国土強靭化地域計画区分	１－１－１		
五條市ビジョン事業区分	２－６－２		
詳細事業名	内容	事業期間	事業費
地域住宅計画に基づく事業	災害に強いまちづくりを進めるため、改良住宅ストック総合改善事業を推進する。	令和３年４月１日 ～令和８年３月 31 日	45,000 千円

No,8

事　業　名	土地改良事業【強】			
担当部署	都市整備部　土木管理課			
国土強靭化地域計画区分	５－２－１・５－２－２・５－３－２			
五條市ビジョン事業区分	３－１－１			
詳細事業名	名称等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
農業水路等長寿命化・防災減災事業	久保山池 火打町	ℓ=120m ため池廃止	令和２年～令和４年	20,000 千円
農業用水路長寿命化・防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=3 箇所 ため池改修	令和４年～令和８年	300,000 千円

農村地域防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=40ヶ所 耐震性調査	令和２年～ 令和 11 年	240,000 千円
農村地域防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=167 箇所 劣化状況調査	令和４年～令和７年	133,600 千円
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=167 箇所 ため池パトロール	令和４年～令和７年	10,000 千円
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	農業用ため池 表野町	L=50m ため池廃止	令和４年～令和５年	20,000 千円
水利施設等保全高度化事業	農業用水施設 東阿田町	L=350m かんがい用水施設更新工事	令和４年～令和５年	28,000 千円

No,9

事　業　名	林道整備事業【強】			
担当部署	都市整備部　土木管理課			
国土強靭化地域計画区分	５－３－２			
五條市ビジョン事業区分	３－１－１			
詳細事業名	路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
林道改良事業	林道殿野篠原線 大塔町篠原地内	L=20m 路肩対策工	令和５年～ 令和 10 年	20,000 千円
林道改良事業	林道橋梁点検 市内一円	N=60 橋定期点検 12 橋/年	令和３年～令和７年	25,000 千円
林道改良事業	林道橋梁修繕 市内一円	N=26 橋橋梁補修	令和３年～ 令和 10 年	200,000 千円
林道改良事業	林道高野辻阪本線 大塔町殿野	L=300m 法面対策工	令和４年～令和８年	35,000 千円
林道改良事業	林道殿野坪内線 大塔町殿野	L=100m 法面対策工	令和６年～ 令和 10 年	30,000 千円
林道改良事業	林道勢井線 西吉野町勢井	L=25m 路肩対策工	令和４年～令和７年	20,000 千円

改定履歴

版　数	発行日	改定履歴
第１版	２０２０年　３月　１日	初版
第 1.1 版	２０２０年１０月１９日	・国土強靭化地域計画 別表追加 ・ビジョン事業名称一部変更　等
第 1.2 版	２０２１年１０月２５日	・計画の推進体制追加 ・ビジョン事業名称一部変更　等
第 1.3 版	２０２２年　９月２８日	・ビジョン事業追加・名称変更・削除　等
第 1.4 版	２０２３年１０月１３日	・ビジョン事業追加・名称変更・削除　等

五條市ビジョン

・五條市総合計画（令和２年４月１日～令和 12 年３月 31 日）
・五條市まち･ひと･しごと創生総合戦略（令和２年４月１日～令和７年３月 31 日）
・五條市国土強靭化地域計画（令和２年４月１日～令和７年３月 31 日）

令和２年３月１日発行
（2020 年）

五條市　市長公室　企画政策課

※五條市では、江戸時代に上演された浄瑠璃の名セリフ、「大和五條のあかね染め」にある“あかね染め”を再現する取組が行われています。この「大和五條のあかね色」を本計画書のイメージカラーとして採用しています。